

農業用排水路の安全管理に関する調査
(行政相談契機)

—転落事故の防止対策を中心として—

結果報告書

令和3年1月

総務省関東管区行政評価局

前 書 き

農業用排水路などの農業水利施設は、農業生産に不可欠な基盤施設であり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、国、都道府県、土地改良区等により整備されている。農林水産省によると、全国の農業用排水路の総延長は40万km以上とされ、特に基幹的水利施設のうちの水路（末端支配面積が100ha以上）の延長は、5万1,093kmに達している。

農林水産省の「平成30年農業産出額及び生産農業所得」によると、平成30年における関東農政局管内の農業産出額は2兆2,476億円であり、全国の総産出額の24.6%を占めている。中でも産出額が多い県は、茨城県が4,508億円（全国第3位）、千葉県が4,259億円（同第4位）、栃木県が2,871億円（同第9位）、長野県が2,616億円（同第11位）などとなっており、農業が盛んな地域も多い。

その一方で、関東地方は、近年、人口流入等に伴うマンションの建築や団地の造成などによる都市化が進み、土地改良事業により整備された農業地域においても、いわゆる「混住化」により、農業用排水路が地域住民の生活空間に近接することとなり、地域住民等が農業用排水路に転落して死傷する事故等も発生している。農林水産省の「農業用排水路における安全管理の手引」（令和2年3月作成）によると、農業用排水路における全国の事故発生件数は、平成26年度から30年度までの5年間で496件、死亡者数は413人とされている。

また、当局管内の行政相談窓口や行政相談委員にも、農業用排水路に柵や蓋を設置してほしいなど、農業用排水路の安全管理に関する相談や要望が毎年寄せられている。

この調査は、農業用排水路の安全管理の一層の推進を図る観点から、農業用排水路における転落事故防止対策の実施状況等について、主に人身事故の把握状況、土地改良区等における安全対策の実態等を調査し、関係行政の改善に資するものである。

なお、本調査では、関東農政局並びに茨城県、埼玉県及び長野県の協力を得て、当該3県に所在する土地改良区及び同連合に対し、農業用排水路の転落防止対策に関するアンケート調査を行い、多くの回答を得ることができた。これにより、現場の実態をより具体的に把握し、調査結果に反映させることができた。御協力いただいた土地改良区等を始め、関係各位に深く感謝申し上げたい。

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1 調査の目的等..... | 1 |
| 第2 調査の概況等..... | 2 |
| 第3 調査の結果..... | 8 |
| 1 水路における転落事故等の発生状況 | 8 |
| (1) 水路における人身事故の発生状況 | 8 |
| (2) 人身事故の再発防止に向けた情報の活用方策 | 16 |
| 2 転落事故防止対策の実施状況等 | 22 |
| (1) 転落事故防止対策の実施状況 | 22 |
| (2) 土地改良区等における転落事故防止対策上の課題 | 43 |
| 3 賠償責任保険の加入状況 | 46 |

図表目次

第2 調査の概況等

| | | |
|------|---------------------------------------|---|
| 図表 1 | 全国の土地改良区の数、基幹的水路の整備状況 | 3 |
| 図表 2 | 土地改良法（抜粋） | 4 |
| 図表 3 | 基幹的水路の管理者別内訳 | 5 |
| 図表 4 | 当局管内の行政相談窓口及び行政相談委員に寄せられた行政相談事案の例 | 5 |
| 図表 5 | 土地改良区等に対する「農業用排水路の転落防止対策に関するアンケート」の概要 | 6 |

第3 調査の結果

1 水路における転落事故等の発生状況

(1) 水路における人身事故の発生状況

| | | |
|------------|--|----|
| 図表 1-(1)-① | 「人身事故の発生状況調査」の概要 | 10 |
| 図表 1-(1)-② | 水路における人身事故の発生件数（平成 27 年度～令和元年度分） | 12 |
| 図表 1-(1)-③ | 全国の水路における転落事故の傾向 | 12 |
| 図表 1-(1)-④ | 調査対象 3 県における人身事故の把握方法 | 13 |
| 図表 1-(1)-⑤ | 土地改良区等における転落事故の把握方法（アンケート結果） | 14 |
| 図表 1-(1)-⑥ | 「人身事故の発生状況調査」で未報告の人身事故の例（平成 27 年度～令和元年度） | 15 |
| 図表 1-(1)-⑦ | 土地改良区等に対して人身事故の情報提供を求めることについて（3 県の見解） | 15 |

(2) 人身事故の再発防止に向けた情報の活用方策

| | | |
|------------|--------------------------------|----|
| 図表 1-(2)-① | 人身事故の発生状況調査結果のフィードバックの概要 | 18 |
| 図表 1-(2)-② | 調査対象 3 県における人身事故の発生状況調査結果の活用状況 | 18 |
| 図表 1-(2)-③ | 調査対象 3 県における独自の取組（事故の分析、公表等） | 19 |

2 転落事故防止対策の実施状況等

(1) 転落事故防止対策の実施状況

ア ハード対策の実施状況

| | | |
|--------------|--|----|
| 図表 2-(1)-ア-① | 土地改良施設維持管理適正化事業のうち、安全管理施設整備対策事業に係る規程（抜粋） | 26 |
| 図表 2-(1)-ア-② | 農業水路等長寿命化・防災減災事業の関係規程（抜粋） | 28 |
| 図表 2-(1)-ア-③ | 土地改良施設維持管理適正化事業（安全管理施設整備対策事業）の実績 | 31 |
| 図表 2-(1)-ア-④ | 農業水路等長寿命化・防災減災事業の実績 | 31 |
| 図表 2-(1)-ア-⑤ | 土地改良施設維持管理適正化事業（安全管理施設整備対策事業）で整備した事例 | 32 |
| 図表 2-(1)-ア-⑥ | 調査対象 3 県における国庫補助事業の周知方法及び実績について | 32 |
| 図表 2-(1)-ア-⑦ | 土地改良法（抜粋） | 33 |
| 図表 2-(1)-ア-⑧ | 調査対象 3 県の県土連における国庫補助事業の周知方法及び実績について | 33 |
| 図表 2-(1)-ア-⑨ | 調査対象 3 県が独自に実施している転落事故防止に関する安全対策 | |

| | |
|---|----|
| 実施事業 | 34 |
| 図表 2-(1)-ア-⑩ 調査対象 3 県が実施している転落事故防止対策に関する安全対策実施事業の実績 | 34 |
| 図表 2-(1)-ア-⑪ 転落事故防止対策における県単独事業で整備した事例 | 35 |
| 図表 2-(1)-ア-⑫ 調査対象 3 県における県単独事業の実績等について | 35 |
| 図表 2-(1)-ア-⑬ 土地改良区等が実施したハード対策の内訳（アンケート結果） | 36 |
| 図表 2-(1)-ア-⑭ ハード対策に関する主な意見（アンケート回答） | 36 |

イ セミハード対策の実施状況

| | |
|--|----|
| 図表 2-(1)-イ-① セミハード対策について（「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」から引用） | 37 |
| 図表 2-(1)-イ-② 土地改良区等が実施したセミハード対策の内訳（アンケート結果） | 37 |

ウ ソフト対策の実施状況

| | |
|---|----|
| 図表 2-(1)-ウ-① 農業用排水路における安全管理の手引（抜粋） | 38 |
| 図表 2-(1)-ウ-② 調査対象 3 県におけるソフト対策の実施状況 | 38 |
| 図表 2-(1)-ウ-③ 調査対象 3 県におけるソフト対策の方針及びその対応 | 39 |
| 図表 2-(1)-ウ-④ 埼玉県における土地改良施設への通知文書 | 39 |
| 図表 2-(1)-ウ-⑤ 茨城県土連における施設管理者への立入禁止表示板等の業者及び単価の通知文書 | 41 |
| 図表 2-(1)-ウ-⑥ 長野県土連が設置した看板 | 41 |
| 図表 2-(1)-ウ-⑦ 土地改良区等が実施したソフト対策の内訳（アンケート結果） | 42 |
| 図表 2-(1)-ウ-⑧ ソフト対策に関する主な意見（アンケート回答） | 42 |

(2) 土地改良区等における転落事故防止対策上の課題

| | |
|--|----|
| 図表 2-(2) ハード、セミハード、ソフト別の転落事故防止対策を実施した土地改良区等数の内訳（アンケート結果） | 45 |
|--|----|

3 賠償責任保険への加入状況

| | |
|---|----|
| 図表 3-① 農業用排水路における安全管理の手引（抜粋） | 48 |
| 図表 3-② 土地改良区における水路に関する賠償責任保険の加入状況（平成 28 年度） | 48 |
| 図表 3-③ 調査対象 3 県の関与の状況 | 49 |
| 図表 3-④ 調査対象 3 県の県土連における関与の状況 | 49 |
| 図表 3-⑤ 賠償責任保険への加入のきっかけ（アンケート結果） | 49 |
| 図表 3-⑥ 土地改良区における賠償責任保険加入の事例 | 50 |
| 図表 3-⑦ 賠償責任保険に加入していない理由（アンケート結果） | 50 |

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、農業用排水路の安全管理の一層の推進を図る観点から、国、県、市町村等における農業用排水路における転落事故防止対策の実施状況等について調査し、関係行政の改善に資する。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

関東農政局

(2) 関連調査等対象機関

茨城県、埼玉県、長野県

都道府県土地改良事業団体連合会（茨城県、埼玉県及び長野県）

加須市

土地改良区

3 担当部局

関東管区行政評価局

4 調査実施時期

令和2年8月～11月

5 調査参画

地域総括評価官（管区局担当、在茨城及び長野行政監視行政相談センター）

第2 調査の概況等

| 調査結果 | 説明図表番号 |
|---|----------------|
| <p>ア 農業用排水路の整備状況</p> <p>農業用排水路（以下「水路」という。）などの農業水利施設は、農業生産に不可欠な基盤施設であり、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき、国、都道府県、土地改良区等により整備されている。</p> <p>農林水産省（以下「農水省」という。）によると、全国の水路の総延長は40万km以上あり、このうち基幹的な水利施設である水路（末端支配面積が100ha以上）の延長は、全国で5万1,093km、関東農政局管内で9,825km（全国の19.2%）とされている（平成29年度末現在）。</p> | <p>図表1</p> |
| <p>イ 水路の管理体制</p> <p>農業水利施設は、建設主体ごとに、①国が整備する「国営造成施設」、②都道府県が整備する「県営造成施設」、③市町村、土地改良区、農協等が整備する「団体営造成施設」に区別される。</p> <p>これらの管理主体について、上記③の団体営造成施設のうち、土地改良区が整備した施設は、法第57条の規定に基づき土地改良区が管理しなければならないとされているほか、①の国営造成施設においては、法第94条の3の規定に基づき土地改良区等に譲与されるもの（当該施設の用途を廃止したときには、無償で国に返還することを条件とするもの）や、②の県営造成施設においては、条例に基づき土地改良区等に譲与されるものについても、土地改良区等が管理主体となる。</p> <p>また、上記①及び②のうち、国や都道府県が所有主体であるものであっても、国の場合は法第94条の6の規定、都道府県の場合は法第94条の10の規定又は条例に基づき土地改良区等に管理委託することができる。</p> | <p>図表2</p> |
| <p>実際には、例外的に、①国営造成施設のうち、大規模でかつ公共性の高いものについては、国が直轄で管理し、②県営造成施設のうち、防災ダム等の特別な施設については、市町村等に管理委託されているが、これら以外のほとんどの施設が土地改良区等に譲与又は管理委託されており、平成29年度の農業基盤情報基礎調査によると、基幹的水路の7割以上が土地改良区等の管理となっている。</p> | <p>図表3</p> |
| <p>ウ 土地改良区に対する指導監督権限</p> <p>法第132条第1項では、「農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる」とされ、「この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる」（第136条の3）とされている。</p> <p>また、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第92条の4により、法第132条第1項の規定による権限（検査を除く。）について、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任されている。</p> | <p>図表2（再掲）</p> |

エ 行政相談窓口及び行政相談委員における相談の受付状況

当局管内の行政相談窓口や行政相談委員にも、毎年、「自宅近くの用水路の蓋をしてほしい。」「通学路の脇の用水路が危険なので、安全対策を講じてほしい。」といった水路の安全管理に関する相談や要望が複数寄せられている。

当局並びに管内の行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口では、平成27年度から令和元年度までの5年間で、約30件の相談事案（農業用の用排水路に関する相談であることが確認又は推定できた事案に限る。）を受け付け、処理している。

また、本調査に合わせて、茨城県、埼玉県及び長野県（以下「調査対象3県」という。）の行政相談委員のうち、比較的農業が盛んな地域の担当委員や農業に従事している委員などを中心に、各県5名ずつ、計15名の委員に対し、これまでに水路の安全対策に関する行政相談を受けたことがあるか等を尋ねたところ、5名の委員から「相談を受けたことがある。」との回答があった。

図表4

オ 土地改良区等に対するアンケート調査

本調査では、基幹的水路の主な管理主体が土地改良区等であることを踏まえ、土地改良区等における転落事故防止対策上の課題や、安全対策等の実例を把握することを目的として、調査対象3県の土地改良区等に対してアンケート調査を実施した。

アンケートは、調査対象3県に所在する土地改良区等400地区のうち、水路の安全管理を行っていないなどの34地区を除く366地区に依頼し、349地区から回答を得た（回答率95.4%）。

アンケートで得られた結果は、本調査の参考とするとともに、アンケートに基づき、特色のある転落事故防止対策の事例を収集し、事例集として関係機関等に情報提供する（詳細は、項目2参照）。

図表5

図表1 全国の土地改良区の数、基幹的水路の整備状況

(単位：地区、km、%)

| | | 土地改良区等の数 | | | 基幹的水路の延長 |
|---------|-----|----------|---------|-------|----------------|
| | | 土地改良区 | 土地改良区連合 | 合計 | |
| 関東農政局管内 | | 927 | 24 | 951 | 9,825 (19.2) |
| 調査対象3県 | 茨城県 | 186 | 2 | 188 | 1,449 (2.8) |
| | 埼玉県 | 96 | 2 | 98 | 1,379 (2.7) |
| | 長野県 | 108 | 6 | 114 | 2,112 (4.1) |
| 全 国 | | 4,403 | 74 | 4,477 | 51,093 (100.0) |

(注) 1 農水省の資料に基づき、当局が作成した。

2 土地改良区の数、農水省ホームページから引用した（令和2年 土地改良企画課調べ）。

3 基幹的水路の延長は、「農業基盤情報基礎調査」（平成30年3月31日現在）の推計値である（カッコ内の数は、全国に占める割合を示す。）。

4 基幹的水路とは、水路のうち、その末端支配面積が100ha以上のものをいう。

図表 2 土地改良法（抜粋）

○ 施設の管理

第五十七条 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によって生じた土地改良施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

(略)

第九十四条の三 農林水産大臣は、政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（次条において「一般土地改良施設に係る土地等」という。）を、当該土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、土地改良区、市町村その他農林水産大臣の指定する者（以下この節において「土地改良区等」という。）に譲与することができる。

2 (略)

第九十四条の六 農林水産大臣は、土地改良財産（第九十四条第二号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

2 (略)

第九十四条の十 都道府県は、都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

2 (略)

○ 指導監督権限

(報告の徴収及び検査)

第一百三十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

3、4 (略)

(権限の委任)

第三十六条の三 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

〔法施行規則 第 92 条の 4〕

(権限の委任)

第九十二条の四 次に掲げる農林水産大臣の権限のうち、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号（令第六十五条及び第六十六条の規定による権限に限る。）及び第五号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四 (略)

五 法第一百三十二条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定による権限（法第一百三十二条第一項の規定による検査の権限を除く。）

- 2 次に掲げる農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第三百三十二条第二項の規定による報告の徴収の権限（全国土地改良事業団体連合会に係るものを除く。）
- 二、三（略）

図表3 基幹的水路の管理者別内訳

(単位：km、%)

| | 農水省 | 国土交通省 | 機構 | 都道府県 | 市町村 | 土地改良区 | その他 | 合計 |
|------|-----|-------|-----|-------|--------|--------|-------|--------|
| 水路延長 | 297 | 11 | 868 | 1,039 | 10,306 | 36,928 | 1,644 | 51,093 |
| (内訳) | 0.6 | 0.0 | 1.7 | 2.0 | 20.2 | 72.3 | 3.2 | 100.0 |

(注) 1 農業基盤情報基礎調査報告書（平成29年度実績）に基づき、当局が作成した。

2 表中の「機構」は、独立行政法人水資源機構を示す。

図表4 当局管内の行政相談窓口及び行政相談委員に寄せられた行政相談事案の例

| 受付区分 | 相談の概要 |
|--------|--|
| 行政相談窓口 | 転落しそうな危険な用水路があるので、蓋やフェンスを設置してほしい。 |
| | 用水路の柵の高さが低い上、傾いているので子供の転落が懸念される。安全ロープ等による緊急処置が必要ではないか。 |
| | 自宅前に柵がない農業用水路があり、子供が転落しそうで危ないが、土地改良区に対策をお願いしてもなかなか進まない。 |
| | 危険な用水路に柵を設けるように市に要望しているが、対応が遅い。 |
| | 市道がカーブする場所に農業用水路があり転落事故が何度も起きているので、蓋をしてほしいと市に頼んだが、「勝手に出来ない」と言われ、関係者に連絡もしてくれない。 |
| 行政相談委員 | 通学路の道路幅が狭く、歩道脇の用水路に落ちる危険があるので、フェンスを設置してほしい。 |
| | 用排水路に水管橋があり、子供たちが登っていて危ない。 |
| | 県道脇に蓋のない農業用水路があり、路側帯が狭いので、自転車で通学する生徒が転落しそうで危険である。 |

(注) 1 「行政相談窓口」は、当局並びに管内の行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口（一日合同行政相談所、出前教室等を含む。）を示す。

2 行政相談委員に寄せられた事案の例は、当局が調査対象3県の行政相談委員から聴取した内容である。

図表5 土地改良区等に対する「農業用排水路の転落防止対策に関するアンケート」の概要

1 調査の目的

本アンケート調査は、行政機関等の調査に加え、水路を管理する土地改良区等が感じている水路の転落事故防止対策上の課題や転落事故防止対策の実施状況等を把握するとともに、具体的な転落事故防止対策の実例を収集し、国の行政運営の改善に活用することを目的として実施した。

2 調査対象

アンケート調査の対象は、関東農政局が所管する10都県のうち、「平成30年農業産出額及び生産農業所得」において、農業産出額が比較的多く、かつ、一定の混住化が見込まれる茨城県、埼玉県及び長野県の3県に所在する土地改良区等（計400地区）のうち、水路の管理を行っていないなどの34地区を除く366地区とした。

（注）除外した34地区の内訳は、①水路の管理を行っていない等の理由により、各県が調査票の送付対象から除いたもの：24地区、②調査票の送付後に、水路を管理していないとの連絡があったもの：8地区、③その他（合併後で既に実体なしとの連絡及び調査票返送）：2地区

3 調査事項（農業用排水路の転落防止対策に関するアンケート）

問1 水路の安全点検やパトロールについて

- 1 転落防止を意識した安全点検等の実施状況
- 2 実施又は未実施の理由
- 3 実施内容
- 4 危険箇所への対応方針
- 5 応急措置により対応した事例の有無
- 6 日常的な点検やパトロール上の課題

問2 水路の転落事故について

- 1 過去5年間における転落事故の有無
- 2 事故の把握方法
- 3 事故の内容（人身事故又は物損事故）
- 4 事故発生時に連絡が入る仕組みの有無及び体制

問3 関東農政局に対する転落事故の報告について

- 1 「土地改良施設に係る人身事故の発生状況」調査の認知度
- 2 人身事故が発生した際の国への報告の有無
- 3 人身事故を報告しなかった理由

問4 水路の転落防止対策について

- 1 転落防止対策の実施状況
- 2 実施内容（ハード対策、セミハード対策、ソフト対策）
- 3 意識的に取り組んだ事項
- 4 対策を未実施の理由
- 5 国庫補助事業の活用状況及び未活用の理由
- 6 転落防止対策において行政が積極的に行うべき取組

問5 地域と連携した取組について

- 1 地域と連携した活動の実施状況
- 2 活動内容

問6 水路の安全管理上で困っていること

問7 土地改良施設賠償保険について

- 1 土地改良施設賠償責任保険の加入の有無
- 2 加入の契機
- 3 未加入又は加入をやめた理由
- 4 今後の保険加入の余地

4 調査時期

令和2年7月29日～8月31日（調査票の配布から回収期限までの期間）

5 調査方法

調査票を郵送し、自計申告方式（土地改良区等が調査票に回答を記入）により実施した。

6 回答数

本アンケート調査に対する回答数（調査票の回収状況）は、次表のとおりである。

表 本アンケート調査に対する回答数 （単位：地区、%）

| | | 対象数 | 回答数 | 回収率 |
|--------|-----|-----|-----|-------|
| 調査対象全体 | | 366 | 349 | 95.4 |
| (内訳) | 茨城県 | 177 | 165 | 93.2 |
| | 埼玉県 | 79 | 79 | 100.0 |
| | 長野県 | 110 | 105 | 95.5 |

(注) 回答のうち匿名の1件は、便宜上「茨城県」の回答数に含めている。

第3 調査の結果

1 水路における転落事故等の発生状況

(1) 水路における人身事故の発生状況

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|---|-------------------|
| <p>【制度の概要】</p> <p>農水省は、水路、ダム、ため池など土地改良施設の安全管理に関する施策の検討資料とするため、各地方農政局、国土交通省北海道開発局等に対し、「令和元年度及び令和2年度における土地改良施設に係る人身事故の発生状況について（調査依頼）」（令和2年4月14日付け事務連絡）を发出し、土地改良施設で発生した人身事故の発生状況等の報告について、協力を求めている。</p> <p>当該調査（以下「人身事故の発生状況調査」という。）は、毎年度、継続して実施しているものであるが、令和2年度から調査内容及び報告方法が大幅に見直され、昨年度までは、前年度の事故を翌年5月にまとめて報告させていたものが、本年度からは毎月の報告となったほか、調査項目についても複数の追加が行われている。</p> <p>農水省は、これらの変更について、上記事務連絡の中で、より一層の土地改良施設の安全管理に資するためとしている。</p> <p>また、農水省が取りまとめた全国の報告結果（事故の発生件数及び発生原因）については、土地改良施設の安全管理の意識の向上を図るため、地方農政局等を通じて土地改良区などの施設管理者に情報提供するとされている。</p> | <p>図表 1-(1)-①</p> |
| <p>【調査結果】</p> <p>ア 水路における人身事故の発生状況</p> <p>農水省は、毎年、農業水利施設における人身事故の発生状況について調査を行っており、平成26年度から30年度までの5年間で、水路における事故が496件発生し、413人が死亡したとしている。</p> <p>これらの件数は、人身事故の発生状況調査の結果を取りまとめたものとみられ、同調査により関東農政局が把握した平成27年度から令和元年度までの管内の水路における人身事故は96件（死亡者は80人）となっている。</p> | <p>図表 1-(1)-②</p> |
| <p>なお、「農業用排水路における安全管理の手引」（令和2年3月農林水産省農村振興局整備部水資源課。以下「安全管理の手引」という。）では、全国の調査結果から、水路における事故の傾向を分析し、それぞれの留意点を記載している。</p> <p>主な傾向として、①被害者の年代は50代以上から増加し、死亡事故も60代以上が全体の7割を占めること、②車や自転車等で走行中の事故が約4割に上ること、③発生時期は、かんがい期のうち5月から7月が多いものの、積雪期である12月から1月の発生も高まる傾向にあり、除雪作業中の水路への転落事故が発生していることを挙げている。</p> | <p>図表 1-(1)-③</p> |
| <p>イ 関東農政局管内における人身事故の把握方法</p> <p>(7) 関東農政局の対応</p> <p>関東農政局は、農水省からの調査依頼を受け、毎年度、管内各都県の土地改良財産管理担当者宛てに事務連絡「土地改良施設に係る人身事故の発生状況について（調査依頼）」を发出し、各都県内で発生した水路など土地改良施設（国営、都道府県営及び団体営土地改良事業による造成施設）における人身事故の調査及び報告を依頼している。</p> | |

また、当該調査方法については、同文書において、「関東農政局は、(略)管内各都県から協力を得て調査する。また、管内各都県は、市町村等の協力を得て調査する。調査依頼の流れ等については、「(別紙) 調査作業手順のイメージ」(注)を参照」としている。

(注) 農水省の事務連絡別紙(図表1-(1)-①参照)に同じ

(イ) 調査対象3県における人身事故の把握方法

今回、当局が調査対象3県における人身事故の把握方法を調査したところ、いず

図表1-(1)-④

れの県も、関東農政局からの調査依頼を受け、県内の出先機関の担当部局に対して文書により調査及び報告を依頼しており、出先機関から土地改良区等に対する調査依頼の具体的な方法は、各出先機関の裁量にある程度任せていると説明している。

また、各県とも、人身事故の情報は、県本課又は出先機関の職員が新聞報道から把握することがほとんどであり、土地改良区等からの連絡は少なく、また、個人情報保護の観点から、警察や消防から情報を入手することは困難としており、新聞に掲載されない事故の把握は難しい状況であった。

ウ 土地改良区等における人身事故の把握状況

当局が実施した土地改良区等に対するアンケート調査において、水路で転落事故が発生した場合に土地改良区等に連絡が入る仕組みになっているかを尋ねたところ、回答があった336地区のうち、「連絡が入る仕組みはない」とするものが180地区(回答全体の53.6%)と半数を超えており、土地改良区等においても、自ら管理する水路への転落事故を必ずしも把握できない状況がみられた。

しかし、管理する水路において過去5年間に転落事故が発生したとの回答があった41地区に対し、当該事故の把握方法(複数回答)を尋ねたところ、「報道(テレビ、新聞)」とするものが5件(回答全体(57件)の8.8%)であったのに対し、「住民からの連絡」が16件(同28.1%)、「警察からの連絡」が12件(同21.1%)などとなり、新聞以外にも事故を把握する情報源がある状況がみられた。

図表1-(1)-⑤

特に、過去5年間に、水路における人身事故(死亡又は負傷)が発生したとする28地区の中には、人身事故の発生状況調査では未報告の事故を把握しているものが5地区(5件)みられた。これらの事故は、全て新聞では報道されておらず、また、土地改良区から県への報告もしていないことから、人身事故の発生状況調査で未報告となったものと考えられる。

図表1-(1)-⑥

エ 土地改良区等による人身事故の報告

調査対象3県では、各県の出先機関から土地改良区等に対し、管理する土地改良施設で人身事故が発生した場合は、県に連絡するよう依頼していると説明しており、その実施方法等は、各出先機関に一任している。

しかし、土地改良区等に対するアンケート調査において、「水路で人身事故が発生した場合、国が報告を求めていることを知っているか」と尋ねたところ、回答があった340地区のうち、「知っている」との回答は188地区(回答全体の55.3%)にとどまり、152地区(44.7%)が「知らない」としていた。

また、知っていると回答した土地改良区等の中には、人身事故の発生状況調査とは別の報告制度(土地改良区の運営全般に関するトラブル、事故等の報告)と混同している状況もみられ、人身事故の発生状況調査についての認知度が高いとはいえない状

況がみられた。

オ 土地改良区等への協力依頼について

調査対象3県に対し、土地改良区等が管理する水路で人身事故が発生した場合には県に報告するよう、改めて土地改良区等に協力を依頼することについて見解を求めたところ、いずれの県も、土地改良区等への依頼は以前から実施しているとして、改めて依頼することは特に問題ないとしていた。

なお、長野県からは、「報告依頼は従来から行っているため、データの提示等により新たな観点から説明しないと、十分な周知が図られないのではないかと」として、現状の周知方法に関する意見も出された。

人身事故の発生状況調査では、事故の情報を確実に入手できる仕組みがない中で、各都県が主体となって事故の把握に努めており、その点については一定の評価ができる。

しかし、できるだけ幅広い情報源を活用して事故を把握することで、より精度の高い事故の実態把握を行い、的確な再発防止策につなげることが必要と考えられる。

このため、少なくとも施設管理者である土地改良区等に対しては、事故を把握した際の情報提供について、関東農政局と都県が連携して一層の協力を求めることが望ましい。

【所見】

したがって、関東農政局は、的確な転落事故防止対策の一層の確保を図る観点から、都県に対し、土地改良区など水路の施設管理者が水路における人身事故を把握したときは、施設管理者から都県の農政部に報告するよう、一層の協力を求める必要がある。

図表 1-(1)-⑦

図表 1-(1)-① 「人身事故の発生状況調査」の概要

1 令和2年度の調査概要

(1) 調査の趣旨（農水省の事務連絡から抜粋）

「近年の農村地域の都市化、混住化に伴い、水路が身近にある環境に慣れていない住民の増加や、農地の宅地化により、水路に住宅地が面しているところが増えたことで、水路等への転落事故の発生や、その危険性が增大しており、土地改良施設の管理に当たっては、より一層の安全性の確保が求められています。

つきましては、土地改良施設の安全管理に関する施策の検討資料とするため、土地改良施設における人身事故発生時の状況等について、下記により調査の上、報告をお願いします。

なお、より一層の土地改良施設の安全管理に資するため、新たに調査項目を追加していますが、(中略) 御協力をお願いします。

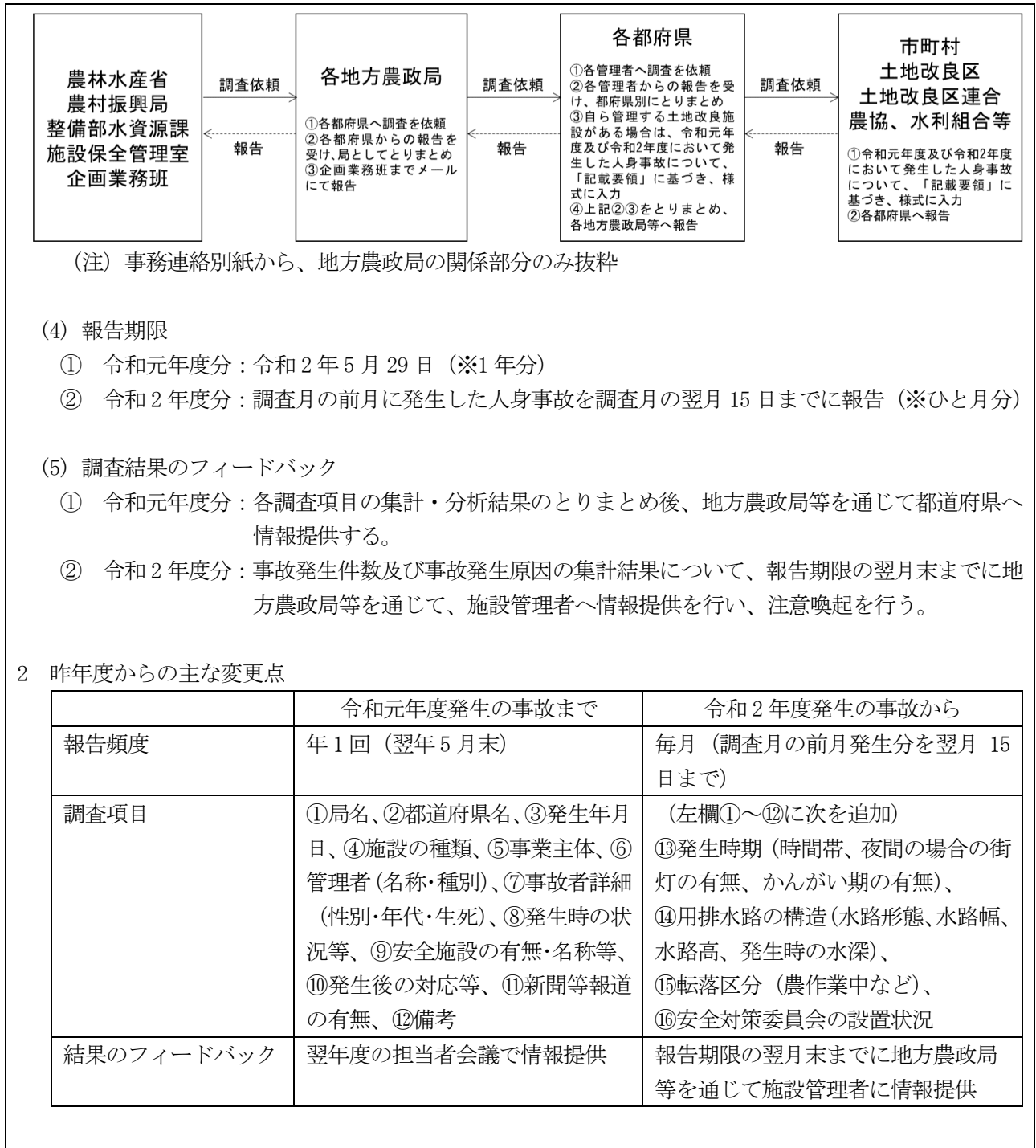
本調査結果については、土地改良施設の安全管理に対する意識の向上を図るため、毎月、取りまとめの上、地方農政局等を通じて施設管理者の皆様へ情報提供いたします（以下略）。」

(2) 調査内容

土地改良施設で発生した人身事故の発生状況等（令和元年度分及び2年度分）

(3) 調査方法

下図の調査作業手順イメージを参考に調査を実施



- (注) 1 「平成30年度における土地改良施設に係る人身事故の発生状況について（調査依頼）」（平成31年4月8日付け農水省農村振興局整備部水資源課事務連絡）及び「令和元年度及び令和2年度における土地改良施設に係る人身事故の発生状況について（調査依頼）」（令和2年4月14日付け事務連絡）に基づき、当局が作成した。
- 2 令和元年度分（令和2年度に報告）の調査項目は、令和2年度分と同じく追加されている。
- 3 「結果のフィードバック」の詳細は、項目1(2)参照

図表 1-(1)-② 水路における人身事故の発生件数（平成 27 年度～令和元年度分）

（単位：件、人）

| 年度 | 平成26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 合計 |
|---------|--------|--------|----------|---------|--------|--------|--------|
| 全国 | 81(68) | 91(78) | 132(114) | 104(82) | 88(71) | | |
| 関東農政局管内 | | 11(11) | 25(20) | 19(16) | 15(11) | 26(22) | 96(80) |

(注) 1 当局の調査結果による（カッコ内は死亡者数）。

2 全国の人身事故の件数等は、「安全管理の手引」から引用した（令和元年度分は、取りまとめ中）。
 なお、平成26年度から30年度までの5年間における人身事故の発生件数は、496件（死亡者は413人）となっている。

3 関東農政局管内の事故件数等は、同局が「人身事故の発生状況調査」により農水省に報告した件数である。

図表 1-(1)-③ 全国の水路における転落事故の傾向

II 水路における転落事故等の現状と安全対策の取組状況

1 全国の水路における転落事故等の現状

(1) 過去5カ年の事故発生件数（略）

(2) 年代別の事故発生件数

水路における人身事故の発生件数は、50代以上から増加傾向にあります。

また、死亡事故も 60代以上の割合が7割に上っています。

我が国の総人口に占める65歳以上の割合は増大傾向にあり、2018年（平成30年）には約28%でしたが、2030年（令和12年）には約31%になると予想され、今後、高齢者の水路への転落等事故の増加が懸念されます。

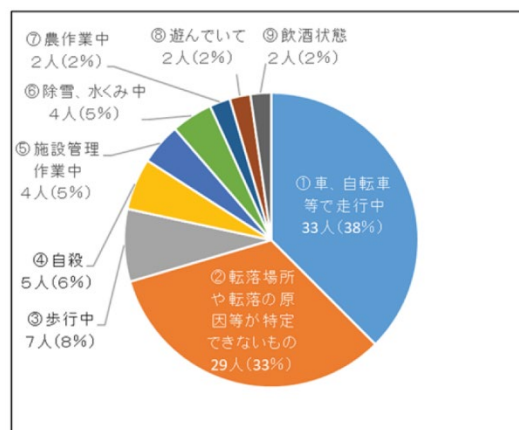
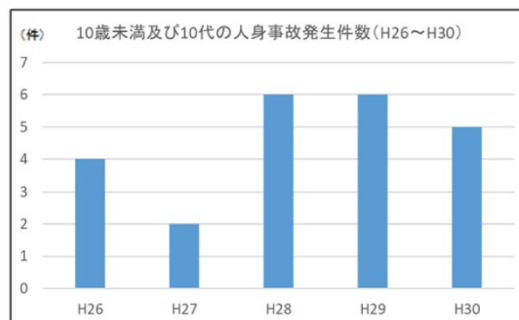
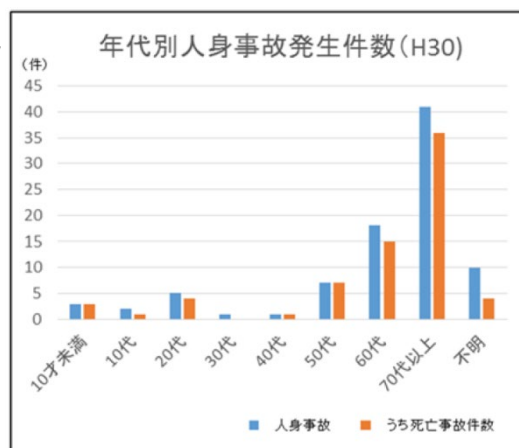
このため、高齢者に着目した安全対策の実施が必要です。

また、10歳未満や10代の人身事故は、近年、年5～6件程度発生していることから、子供を対象とした安全対策も重要であると考えられます。

(3) 人身事故の発生原因

水路における人身事故のうち車、自転車等による事故が、約4割に上っています。

車、自転車等の車両の事故対策に当たっては、道路管理者と十分に調整することが重要です。

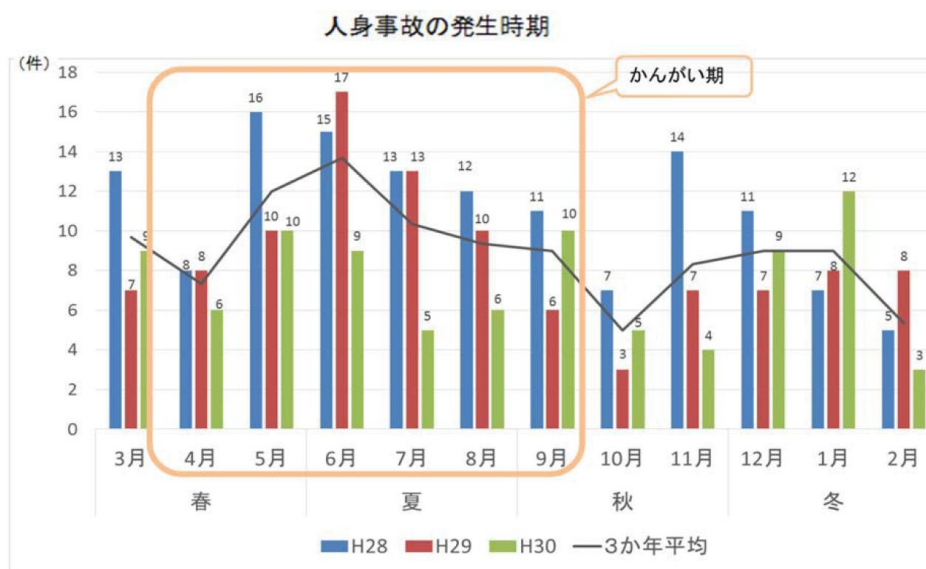


注 ⑤施設管理作業中には、多面的機能支払の活動中を含む。

(4) 人身事故の発生時期

水路における人身事故は、かんがい期のうち5月から7月の発生件数が多くなっています。また、積雪期である12月から1月にかけても、発生件数が高まる傾向があります。積雪期においては、除雪作業中の水路への転落事故が増加するため、これが要因のひとつであると考えられます。

このため、かんがい期や積雪期前に点検・見回り、注意喚起・啓発等の安全対策を実施する等、季節に応じた安全対策の実施が必要です。



(注) 「安全管理の手引」から抜粋した。

図表 1-(1)-④ 調査対象 3 県における人身事故の把握方法

| 水路における人身事故の把握方法（担当者の説明） | |
|-------------------------|---|
| 茨城県 | <p>（農林水産部農村計画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東農政局からの事務連絡を受けて、農村計画課から出先機関である農林事務所及び土地改良事務所（計 8 か所）の財産・指導担当者宛てに依頼文書を出し、各所管内の市町村、土地改良区等を対象に、土地改良施設における人身事故の発生状況等の調査及び報告を求めている。 土地改良区等への調査依頼は、各出先機関に任せている。 人身事故の情報は、土地改良区等からも報告を受けてはいるが、当課及び各出先機関の職員が新聞報道で把握し、関係しそうな土地改良区等に照会して詳細を把握するケースが多い。 主に新聞記事から情報を把握しているため、新聞に掲載されない事故の把握は難しいと思う。 |
| 埼玉県 | <p>（農林部農村整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東農政局からの事務連絡を受けて、農村整備課長から出先機関である農林振興センター（8 か所）の所長宛てに報告依頼文書を出し、各センター管内の土地改良施設等で人命に関わる事故が発生した場合は、速やかに報告するよう依頼している。 土地改良区等への調査依頼は、基本的に文書によるが、具体的な方法については、各センターの裁量にある程度任せている。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>なお、今回、各センターから土地改良区等に対する調査依頼の状況を改めて確認したところ、書面（通知文、電子メール等）により行っている状況であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人身事故の情報は、当課及び各センターの職員が新聞報道で把握することがほとんどで、土地改良区等からの連絡は時々ある。 ・ 新聞だけでは現場が特定できないときは、警察に照会することもあるが、事件性がある場合などは協力が得られにくい。警察や救急では一定の情報を把握していると思うが、捜査情報の秘匿や個人情報保護の問題があり、情報が得られないのも仕方ないと思っている。 |
| 長野県 | <p>(農政部農地整備課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の調査依頼は、主に次の二つである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 年度当初に開催する県の出先機関である地域振興局（10か所）の担当者会議に説明資料を添付し、「土地改良施設で人身事故が発生した際に、迅速な情報収集を行うとともに、速やかに農政部農地整備課へ報告をする」よう説明 ② 関東農政局からの事務連絡を受けて、県の担当者会議で農地整備課から地域振興局農地整備課の担当者に周知し、土地改良施設に係る人身事故が発生した場合は、国の報告様式及び県独自の「土地改良施設に係る人身事故発生報告書」により報告するよう依頼 ・ 各地域振興局から土地改良区等への調査依頼については、各局単位で土地改良区担当者会議を開催しているの、そこで依頼しているのではないかと。依頼方法は地域振興局によって異なるかもしれないが、確認していないため不明である。 ・ 人身事故の情報は、基本的には、土地改良区等から連絡が入るか、各地域振興局の職員が新聞報道で把握し、関係する土地改良区等に照会して詳細を把握する方法の二つであるが、実際には地域振興局が自ら情報収集することがほとんどである。 このため、新聞で報道されない事故は、ほとんど把握できないと思う。 ・ 警察から連絡が入れば有り難いが、照会しても全てを教えてもらえる訳ではない。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-⑤ 土地改良区等における転落事故の把握方法（アンケート結果）

(単位：件、%)

| 事故の把握方法 | 回答数 (割合) | 備 考 |
|---------------|------------|---|
| 住民からの連絡 | 16 (28.1) | |
| 警察からの連絡 | 12 (21.1) | |
| 消防からの連絡 | 5 (8.8) | |
| 報道（テレビ、新聞）を見て | 5 (8.8) | |
| その他 | 19 (33.3) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関（県、市町村等）から ・ 土地改良区の役員等から ・ 保険会社から 等 |
| 合 計 | 57 (100.0) | |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 アンケートで、「過去5年間に水路で転落事故が発生した」と回答した41地区における当該事故の把握方法（複数回答）を記載した。

図表 1-(1)-⑥ 「人身事故の発生状況調査」で未報告の人身事故の例（平成 27 年度～令和元年度）

| 事例 | 概要（①事故の概要、②把握方法、③県への報告について） | 新聞掲載 | 県への報告 |
|----|---|------|-------|
| 1 | ① 3、4年前の秋、高齢者（性別不明）が水路の中で死亡していたらしい。 ② 土地改良区によるパトロール中に現場を通りかかったところ、既に警察が来ていた。 ③ 報告しなかった（報告制度は知っていたが、警察に全て任せため、報告しようと思わなかった。）。 | 無 | 無 |
| 2 | ① 2、3年前の秋祭りの時期に、地元住民の高齢男性が早朝に田んぼの飾り付けを見に行き水路に転落し、死亡したと聞いている。 ② 近所の住民たちの話題となっていた。 ③ 報告しなかった（報告すべきと思わなかった。）。 | 無 | 無 |
| 3 | ① 平成30年10月頃、高齢女性が農作業中に水路に転落して負傷した。 ② 役場に第一報が入ったらしく、同役場から連絡が来た。 ③ 報告しなかった（報告すべきと思わなかった。）。 | 無 | 無 |
| 4 | ① 令和元年8月頃、中年男性が草刈り中に足を滑らせて水路に転落し、負傷した。 ② 一緒に作業していた者から、土地改良区に連絡があった。 ③ 報告しなかった（報告すべきと思わなかった。）。 | 無 | 無 |
| 5 | ① 平成30年11月頃、地元住民の高齢男性が何らかの要因で転落し、死亡したとのことであった。 ② 地元住民のほか、警察及び消防から連絡が入った。 ③ 現場が市町村有地と接していたため、役場には連絡したが、県への報告はしなかった（報告すべきと思わなかった。） | 無 | 無 |
| 参考 | ① 令和2年7月、高齢男性が草刈り中に用水路に転落し、約500m 流されたところで救助された（負傷）。 ② 被害者の家族から転落防止策の要望があり、初めて事故を知った。家族からの要望がなければ事故を把握できなかったと思う。地元の消防本部に「用水路に落ちた人を救助したら連絡してほしい」とお願いするとともに、理事会で当該水路へのグレーチング蓋の設置を協議することになった。 ③ 報告しなかった（報告すべきと思わなかった。）。 | 無 | 無 |

(注) 1 アンケート回答に基づき、当局が土地改良区等に聴取した結果を記載した。

2 参考事例は、令和2年度に発生した事故事例であるが、被害者家族からの連絡で土地改良区が事故を把握した例として掲載した。

図表 1-(1)-⑦ 土地改良区等に対して人身事故の情報提供を求めることについて（3 県の見解）

| | 県担当者の見解 |
|-----|--|
| 茨城県 | 土地改良区等に対し、事故発生時には県に一報を入れるよう既に周知しており、土地改良区等は了解していると認識しているため、改めて周知することについては特に問題ないと思う。 |
| 埼玉県 | 土地改良区等に「事故を把握したら連絡してほしい。」旨の依頼は以前から行っているが、安全管理の一層の注意喚起という意味を含め、改めて依頼することは問題ないと思う。 |
| 長野県 | 土地改良区等に依頼することは問題ないが、「人身事故の発生状況調査」自体は、従来から実施しているものであるため、最新データの提示など周知方法を工夫しなければ、担当者会議などで協力を依頼しても、その時の会議のトピック（新制度の説明など）に埋もれてしまうのではないかと。 |

(注) 当局の調査結果による。

(2) 人身事故の再発防止に向けた情報の活用方策

| 調査結果 | 説明図表番号 |
|--|------------------|
| <p>【制度の概要】</p> <p>農水省は、安全管理の手引において、水路における過去5年間の転落事故の傾向を分析し、同省のホームページ等で公表している（前述の図表1-(1)-③参照）。</p> <p>このほか、農水省では、前年度の人身事故の発生状況調査の結果を取りまとめた地方農政局等に送付しており、同資料には、都道府県ごとの事故報告件数のほか、調査項目（施設の種類、被害者の年代、性別、報道の有無等）ごとの件数が記載されている。</p> <p>また、令和2年度から、人身事故の発生状況調査の報告頻度を従来の年1回から毎月に変更したことに合わせ、月ごとの報告状況を取りまとめた資料を作成し、地方農政局等に毎月送付している。同資料には、事故の発生件数等のほか、報告された事故の内容に応じ、高齢者を対象とした安全管理対策や、施設管理中の留意点等も記載されている。</p> <p>農水省は、調査結果のフィードバックの目的について、「地方農政局等を通じて、施設管理者へ情報提供を行い、注意喚起を行う」（前述の図表1-(1)-①参照）としており、毎月送付している資料には、「地方農政局等、都道府県、市町村及び管理受託者限り」と記載し、関係者限りの資料としている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、人身事故の発生状況調査の結果について、関東農政局等における再発防止のための活用状況を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>ア 関東農政局における活用状況</p> <p>(ア) 全国の調査結果の活用状況</p> <p>関東農政局は、農水省が作成した前年度の全国の調査結果について、年1回開催している「土地改良財産管理受託者会議」において、「担当者限り」として配布し、担当者に対して一層の注意喚起を依頼している。</p> <p>ちなみに、同会議の出席対象者は、管内都県の担当者及び国営造成施設の管理者（土地改良区等）となっている。</p> <p>また、本年度から毎月送付される月ごとの調査結果については、管内都県の担当部局にメールで周知し、各都県の土地改良施設管理者（土地改良区など）に提供するように依頼している。</p> <p>(イ) 関東管内で発生した事故の分析、公表等</p> <p>関東農政局は、管内の人身事故の発生状況調査の結果について、これまでに独自の原因分析や外部への公表等は行っていないとし、その理由として、「本調査は、農水省本省での活用を前提に実施しているものであり、地方農政局として独自に分析や公表することを検討したことがないため」としている。</p> <p>また、農水省からフィードバックされている資料の配布先が限定されていることについて、「係争中の事故が含まれているかも知れず、また、広く公表するとすると、データの精度もより重要になる。また、都道府県で事故件数を横並びにした場合、インパクトが大きいなどの影響があるためではないか。」としている。</p> | <p>図表1-(2)-①</p> |

イ 調査対象3県における活用状況

(7) 全国の調査結果の活用状況

農水省から毎月送付される月ごとの報告状況を取りまとめた資料について、茨城県では、同県の出先機関に対し、管内の土地改良区等（管理担当者限り）に対して周知するよう文書により依頼している。

図表 1-(2)-②

一方、埼玉県及び長野県では、資料が関係者限りであること等を理由として、県（出先機関を含む。）内部での情報共有にとどめており、市町村や土地改良区等への提供は行っていないとしている。

(4) 各県独自の取組（事故の分析、公表等）

埼玉県では、県内の市町村及び土地改良区等に対し、年数回、土地改良施設への転落事故の防止など安全管理に関する文書を発出しており、そのうち年度当初の同文書の別紙に、安全管理上の着眼点（注意事項）を記載している。ちなみに、着眼点については、過去に発生した事故の状況等を参考として県担当者が考えているとしている。

図表 1-(2)-③

また、茨城県では、毎年度開催している出先機関の担当者会議において、県内の土地改良施設で発生した事故件数及び発生箇所（土地改良区等の名称）を記載した資料を配布し、担当者に対して施設管理者への指導を依頼している。

一方、長野県では、県が把握している事故の情報は、ほとんどが新聞等で報道されたものであるため、改めて関係者に周知するなどの活用は行っていないとしている。

また、調査対象3県ともに、県の担当課として県民向けのホームページや広報誌等で事故発生件数の情報等は公表しておらず、その理由として、県民への注意喚起は、県よりも住民に身近な市町村等から行った方が効果的であるためとしている。

【まとめ】

水路における人身事故を防止するためには、過去に発生した事故原因を分析し、その結果を再発防止策に反映させる必要がある。

農水省は、全国の調査結果を分析し、地方農政局等に提供しているが、関東農政局及び調査対象3県では、具体的な再発防止策への活用には至っておらず、地域の実情に応じた安全対策を検討するために、過去に発生した事故の情報をどのように活用するかは今後の課題と考えられる。

図表 1-(2)-① 人身事故の発生状況調査結果のフィードバックの概要

| <p>関東農政局によると、人身事故の発生状況調査の結果について、農水省から地方農政局等に対してフィードバックされる資料は、次の二つがある。</p> | | |
|---|---------------|---|
| 資料名 | 頻度 | 内 容 |
| 前年度分のとりまとめ結果の分析結果 | 年1回、地方農政局等に配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度及びその前年度の2年分のデータを掲載 ・ 記載事項は、地方農政局及び都道府県別の事故報告件数のほか、全国の報告データの内訳となっており、具体的には、次の事項（人身事故の発生状況調査における報告項目と同じ項目）ごとにグラフを掲載している。 ①施設別、②事業主体別、③管理者別、④年代別、⑤性別、⑥生死、⑦安全フェンスの有無、⑧報道の有無 |
| 毎月の報告内容のとりまとめ結果 | 毎月、地方農政局等に配布 | <p>「令和2年度に土地改良施設で発生した人身事故について（〇月発生分の報告）」として、全国から報告された事故の件数等を記載している（「地方農政局等、都道府県、市町村及び管理受託者限り」との表記あり）。</p> <p>資料の構成は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故件数及び事故者の詳細 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の当月分の報告件数と、過去6年間の同月分の件数の表を掲載 ・ 性別、年代別、施設の種別等の内訳を記載しているほか、例えば、「高齢者等を対象とした安全管理対策としては広報誌等による周知や声かけ運動が有効な対策として考えられる。」など、安全対策上の留意点も記載している。 ② 事故発生施設の種類（用水路、ため池等の別、用水路の場合は水路の形態別など） ③ 転落状況（事故の概要、安全施設の有無等） ④ その他（当月のトピック的な内容） |

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-② 調査対象3県における人身事故の発生状況調査結果の活用状況

| 各県の活用状況（担当者の説明） | |
|-----------------|---|
| 茨城県 | <p>農水省の資料については、出先機関（農林事務所及び土地改良事務所）に対して事務連絡を發出し、管内の市町村並びに土地改良区及び同連合への周知（管理担当者限り）と、施設管理者において安全点検の実施等に万全の措置を講じるよう指導を依頼している。</p> <p>ただし、出先機関から土地改良区等に対してどのような方法で周知するかは、出先機関に任せている。</p> |
| 埼玉県 | <p>農水省の資料については、土地改良区等に対する指導等に活用できるよう、出先機関（農林振興センター）に情報提供しているが、市町村や土地改良区等には提供していない。</p> <p>提供していない理由は、資料が取扱注意である上、データそのものの精度にも疑問があるためであり、しばらくは県の出先機関までの提供にとどめておくつもりである。</p> <p>なお、データの精度については、報告すべき人身事故の範囲が明確にされておらず、都道府県によって報告内容にバラつきがあると考えられることや、警察や消防からの情報の入手が難しいことから、課題があると感じている。担当者としては、報告すべき人身事故の範囲を明確にすることと、農水省本省から警察や消防に対して協力依頼をしてほしいと思っている。</p> |

| | |
|-----|--|
| 長野県 | 農水省の資料については、資料が関係者限りとなっているため、県内部での情報共有にとどめている。 |
|-----|--|

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-③ 調査対象 3 県における独自の取組（事故の分析、公表等）

| 各県の取組状況（担当者の説明） | |
|-----------------|---|
| 茨城県 | <p>1 人身事故の発生状況調査の分析、活用等</p> <p>出先機関の担当者を集めて毎年度開催している会議資料として、「土地改良施設における事故防止について」（下表参照）を添付し、県内の土地改良施設で発生した人身事故の件数や発生箇所（土地改良区等の名称）等を情報提供するとともに、施設管理者への指導を依頼している。</p> <p>当該資料は以前から作成しており、担当部局や事故の把握方法は、人身事故の発生状況調査と同じである。</p> <p>県の担当者向けの内部資料であるため、事故が発生した土地改良区等の名称を記載し、場所を明確にすることで、職員の安全意識がより高まればと思っている。</p> <p>なお、本県では、現在、子どもの安全対策に重点を置いている。</p> <p>○「土地改良施設における事故防止について」（令和 2 年度用地管理担当者会議資料 抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>土地改良施設における事故防止については、常日頃からご尽力いただいているところですが、残念ながら毎年度事故等が発生している状況にあります。（中略）</p> <p>つきましては、改めて次の点について万全な措置を講じるよう、施設管理者への指導をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良施設及びその周辺を巡視、監視し、当該施設の安全性について十分な点検、確認を行うこと。 2 安全柵、立て看板の設置等により、事故を未然に防止するための対策を講じること。また、既設の安全柵、立て看板等が破損している場合には、早急にその修繕等の改善措置を講じること。 3 土地改良施設での事故防止のための啓発文書等を自治会、学校等に配布し、地域住民の事故の未然防止に対する広報活動を行うこと。特に学校に対しては、児童、生徒の事故の未然防止のための協力を依頼すること。 4 万が一、事故が発生してしまった場合に備えて、土地改良施設賠償責任保険への加入を検討すること <p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良施設の人身事故発生件数 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(注) 平成 23 年度から令和元年度までの年度別の事故数及び死亡数の表</div> ○ 発生箇所 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(注) 平成 26 年度から令和元年度までの事故発生箇所（土地改良区等名）</div> </div> |

○ 土地改良施設での事故防止のための県の取り組み
 用水期前の3月頃と小中学校が夏休みに入る前の7月頃を中心に、事故防止のために下記のような啓発活動を行っています。
 <本年度の予定>
 (略)

(注) 上記本文中の枠付きの注書きは、当局が記載した(実際の記載内容は省略した。)

2 人身事故の発生状況等の公表

県担当課として、事故発生件数の情報等は特に公表していない。また、今のところ、当該情報をホームページに掲載する予定はない。

なお、県の出先機関である農林事務所の中には、施設管理者等に対する事故防止依頼の観点から、同事務所のホームページに、県内の土地改良施設に係る人身事故発生件数の表を独自に掲載しているところもある。

埼玉県

1 人身事故の発生状況調査の分析、活用等

毎年度、県内の土地改良区及び同連合の理事長並びに市町村長宛てに、農林部長名で「土地改良施設の安全管理について(通知)」を発出し、水路やため池等への転落死傷事故についての注意喚起を行っている。その際に、別紙事項として、安全管理上で参考とすべき着眼点を示している(下表参照)。

着眼点は、県内で発生した過去の事故一覧や、一般的なケースを踏まえ、県本課で考えている。このような着眼点は、少なくとも5年以上前から示しており、一般的な留意点が多いため、毎年ほぼ同じ内容になるが、ゲームアプリの項目などは、最近の情勢を踏まえて数年前に追加した。

着眼点を記載する目的は、小規模の土地改良区などでは、何十年も事故が発生していない場合があり、転落事故防止対策といっても、なかなか具体的な危機意識が持てないのではないかと懸念があるため、安全管理に関する最低限の心構えを持ってもらいたいとの考えによる。

なお、当県でも高齢者の事故が多いことは承知しているが、高齢者の事故は、小さい水路など思いがけないところで発生していることから、注意喚起などのソフト対策よりも、フェンスなどのハード対策で物理的に防御しないと防げないのではないかと感じている。

○「土地改良施設の安全管理について(通知)」(平成31年4月22日付け農林部長通知)

別紙

- 1 農業用排水路、ため池及びダム等の土地改良施設について、その周辺を含めた定期的な見回りを行い、危険箇所の把握に努めてください。
- 2 地元関係者と打合せの場を設けるなど、地域と連携した事故防止対策に努めてください。
- 3 危険箇所には警告板を設置するなど、注意喚起の措置を講じてください。警告板は、目立つもので、一目で内容が分かるような工夫をしてください。
- 4 位置情報を利用したゲームアプリ等により、児童、生徒等が予期せぬ場所に立ち入る危険性があります。立ち入り禁止箇所にはその旨の表示、防護等を適切に実施してください。
- 5 土地改良施設の周辺に雑草が繁茂していると、施設の位置が確認できず転落する危険が高まります。除草を定期的に行うなど、施設の境界が歩行者等から明確に区別できる状態を維持してください。
- 6 用排水路にごみが増えると水流が滞り、水位がさがって危険を招く恐れがあります。定期的にごみの除去を行ってください。

| | |
|-----|---|
| | <p>7 台風など悪天候時の土地改良施設の点検に際しては、人命を最優先とし、安全性を慎重に判断した対応をとってください。また、耕作者等への注意喚起を行ってください。</p> <p>2 人身事故の発生状況等の公表 県として実施しているものはなく、今のところ、公表の予定もない。 県よりも市町村の方が土地改良区等や地域住民と接する機会が多く、地元の市町村から注意喚起等を行った方が効果的であると考えているが、今後、事故の動向等を踏まえ、県が自ら注意喚起する手法も検討したい。</p> |
| 長野県 | <p>1 人身事故の発生状況調査の分析、活用等 人身事故の発生状況調査で把握したデータは、ほとんどが新聞等で既に報道されているものであるため、県から関係者等に対して、改めて事故の発生情報は周知していない。 今後、例えば1年分の事故の発生状況をまとめ、土地改良区等や市町村に対して情報提供することにより、注意喚起を図ることは考えられるかも知れない。</p> <p>2 人身事故の発生状況等の公表 特に実施していない。把握している事故は主に新聞情報であり、公表すること自体は問題ないと思うが、県の場合、市町村や土地改良区等とは異なり、地域住民と接する機会が少ないため、県としての取組は今のところ考えていない。 県の役割は、市町村や土地改良区等に対して注意喚起を依頼することではないかと思う。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

2 転落事故防止対策の実施状況等

(1) 転落事故防止対策の実施状況

| 調査結果 | 説明図表番号 |
|---|--|
| <p>ア ハード対策の実施状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>水路への転落事故防止対策には、転落防止柵等の安全管理施設を整備する「ハード対策」のほか、ハード対策よりも簡易な水路を覆う蓋の設置や修繕といった「セミハード対策」、地域住民に対する注意喚起など安全意識の啓発等を行う「ソフト対策」がある。</p> <p>土地改良区は、法第 57 条に基づき、造成された農業水利施設の維持管理を行うこととされているが、農業構造の変化、農村の過疎化・高齢化等が進展する中、土地改良区が管理する水路は箇所数が多く、財政運営が厳しい土地改良区にとって多額の費用負担を伴うハード対策の実施は困難になってきている。</p> <p>このような状況を踏まえ、農水省では、土地改良区に対して様々な支援事業を実施している。</p> <p>これら支援事業のうち、水路への転落事故防止のための転落防止柵の設置など安全管理施設の整備補修に活用できる事業として、土地改良施設維持管理適正化事業のうち、安全管理施設整備対策事業（以下「安全管理施設整備対策事業」という。）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業があり、関東農政局では、会議で管内各都県の担当者に制度の概要等について周知している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>(ア) 調査対象 3 県及び各県の土地改良事業団体連合会における取組の実施状況</p> <p>① 調査対象 3 県における国庫補助事業の実施状況</p> <p>調査対象 3 県における安全管理施設整備対策事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の実施状況を調査したところ、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間で、安全管理施設整備対策事業は 8 件、農業水路等長寿命化・防災減災事業は 9 件が、全て長野県で実施されていた。</p> <p>調査対象 3 県では、いずれも国庫補助事業の新設や、採択要件や補助率等に変更があった場合は、県の出先機関が事業主体（市町村、土地改良区等）に対して会議等で説明を行っているとしており、具体的な説明の方法は、一任している。</p> <p>また、土地改良区等では、安全管理施設の整備補修よりも老朽化している土地改良施設の更新・補修を優先するところが多いため、県が積極的に上記国庫補助事業の活用を促すことはしていないとしている。</p> <p>一方、各都道府県の土地改良事業団体連合会（以下「土連」という。）は、法第 111 条の 9 に基づき、土地改良区に対し、土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助等を行っていることから、調査対象 3 県の県土連における国庫補助事業の助言や周知の実施状況について調査した。</p> <p>その結果、前述のとおり、安全管理施設の整備補修に係る国庫補助事業の実績が多い長野県土連では、職員が土地改良区の施設の点検・整備等を行う際に、土地改良区に対し、活用できる国庫補助事業について説明を行っており、これを受けて、問題意識があり、比較的大規模な土地改良区が事業を活用して整備を行ったのではないかとしている。</p> | <p>図表 2（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ア-①</p> <p>図表 2-(1)-ア-②</p> <p>図表 2-(1)-ア-③</p> <p>図表 2-(1)-ア-④</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑤</p> <p>（別添事例集事例 1、2）</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑥</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑦</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑧</p> |

② 調査対象3県における県単独事業の方針及び実績

調査対象3県における受益面積や事業費等が国庫補助事業の要件に該当しない土地改良施設での転落事故等の未然防止を図るために県単独で実施している補助事業の実施状況を調査したところ、平成29年度から令和元年度までの実績は、茨城県で9件、埼玉県で7件、長野県で2件であった。

調査対象3県では、県単独で補助事業を実施していることについて、水路の転落事故件数が減少傾向にないこと、受益面積や事業費が国庫補助事業の要件から外れてしまい、安全管理施設の整備を実施したくてもできない地区があるため、支援できる環境を整えたことなどを理由として挙げている。

図表2-(1)-ア-⑨

図表2-(1)-ア-⑩

図表2-(1)-ア-⑪

(別添事例集事例3)

図表2-(1)-ア-⑫

(イ) 土地改良区等におけるハード対策の実施状況 (アンケート結果)

今回、当局が実施した土地改良区等に対するアンケート調査において、ハード対策の実施状況について回答を求めた結果は以下のとおりである。

① 土地改良区等が実施しているハード対策

土地改良区等に対するアンケート調査において、ハード、セミハード、ソフトの各対策の実施状況について回答があった345地区のうち、ハード対策を講じたことがあるとの回答は210地区(60.9%)あり、約6割の土地改良区等が何らかのハード対策を実施していた。

これらの210地区に対し、実施しているハード対策の内容を尋ねたところ、特に多かった対策(複数回答)は、フェンスの設置が171地区(全体の34.4%)、防護柵の設置が131地区(同26.4%)、ガードレールの設置が109地区(同21.9%)であり、これらの対策で対策全体の82.7%を占めている。

図表2-(1)-ア-⑬

② ハード対策に関する意見

アンケートでは、ハード対策は目に見えて効果があるという意見がある一方で、規模の小さな土地改良区等では費用負担が大きく実施できないという意見や、農作業の障害となるため、農業者の理解を得る必要があるという意見があった。

また、どのような事業があるか分からない、補助事業の申請手続等のバックアップをしてほしいなど、行政機関等の支援を求める意見もみられた。

図表2-(1)-ア-⑭

イ セミハード対策の実施状況

【制度の概要】

前述2(1)アのとおり、土地改良区は、国庫補助事業や県単独事業などを活用し、安全管理施設の整備補修を行っているところであるが、近年、多額の費用負担を伴うハード対策だけで安全対策を講じることは困難となっており、セミハード対策(注)が注目されている。

(注) セミハード対策について、令和元年12月に富山県が作成した「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」では、水路の位置を分かりやすくしたり、簡易な柵や蓋等の転落防止措置によりヒューマンエラーを防止する対策としている。

図表2-(1)-イ-①

セミハード対策は、ハード対策と比較して、低予算かつ短期間で実施できることから、事故リスクや優先度を勘案し、地域の状況に応じた対策を講じることが重要である。

【調査結果】

土地改良区等に対するアンケート調査において、ハード、セミハード、ソフトの各対策の実施状況について回答があった 345 地区のうち、セミハード対策を講じたことがあるとの回答は 182 地区（52.8%）あり、半数以上の土地改良区等が何らかのセミハード対策を実施していた。

図表 2-(1)-イ②

これらの 182 地区に対し、実施しているセミハード対策の内容を尋ねたところ、最も多かった対策（複数回答）は、柵蓋の設置が 100 地区（全体の 26.8%）となっているが、これ以外にも、柵のすき間へのチェーン、ロープの設置が 62 地区（同 16.6%）、水路蓋の設置が 59 地区（同 15.8%）、暗渠部入口部への簡易スクリーンの設置が 51 地区（同 13.7%）、簡易柵の設置が 43 地区（同 11.5%）など、対策が分散している状況がみられた。

このことから、セミハード対策については、ハード対策（2(1)ア参照）やソフト対策（2(1)ウ参照）とは異なり、土地改良区等がそれぞれの地域の実情に応じて、様々な対策を実施していることがうかがえる。

ウ ソフト対策の実施状況

【制度の概要】

農水省は、「安全管理の手引」において、「水路の安全対策には、転落防止柵等を設置する「ハード対策」と安全意識の啓発等を行う「ソフト対策」があり」、「把握した全ての危険箇所に対してハード対策を行うことは困難」であるため、「ハード対策とソフト対策を組み合わせる必要」があるとしている。

図表 2-(1)-ウ①

【調査結果】

(7) 調査対象 3 県における取組の実施状況

調査対象 3 県におけるソフト対策の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

図表 2-(1)-ウ②

茨城県では、広報誌の掲載や茨城放送によるラジオ放送などを活用し、県民に対し注意喚起を促すとともに、子どもが夏休みや冬休みに入る前に教育委員会宛てに依頼文書を発出し、小中学校に対し事故防止の啓発を依頼している。

図表 2-(1)-ウ③

図表 2-(1)-ウ④

また、調査対象 3 県いずれにおいても、農業者・施設関係者向けに文書を発出し、土地改良施設の安全対策の取組を行うよう促している。

(イ) 調査対象 3 県の県土連における取組の実施状況

調査対象 3 県の県土連について、ソフト対策の実施状況を調査したところ、茨城県土連及び長野県土連では次のような状況がみられた。茨城県土連では、毎年度、自ら看板の設置や看板の仕様を定めた上で、複数業者から見積りを徴取し、最も低い金額を示した業者を決定し、各土地改良区に単価及び業者名・連絡先を通知している。なお、看板の申込みは、各土地改良区が業者と直接やり取りすることになっている。

図表 2-(1)-ウ⑤

図表 2-(1)-ウ⑥

看板を設置した土地改良区では、県土連からの紹介なので安心して発注ができる上、業者の選定や仕様を作成する時間と手間を省くことができるので取り組みやすいとしている。

また、長野県土連では、平成 2 年度からの 4 か年計画で、県と共同で「農業用排水路等事故防止表示板の設置事業」により県内の危険箇所にて 1,124 枚の表示板を設置したが、設置から 20 年以上経過し、表示板が老朽化したことから、県土連の「60

周年記念事業」として、平成29年度から令和元年度までの3か年計画で、土地改良区等から要望を聴取し、注意喚起の看板635枚を更新又は新設したとしている。

(ウ) 加須市における取組の実施状況

加須市では、市職員、市民、事業者、農協などに対し、市が管理している水路、道路などの損傷を発見した場合は、市に情報提供するように求める「道路・公園等ウォッチャー事業」を推進している。

当該事業の開始当初は、当時の土木課（現道路課）と郵便局が連携し、郵便局が道路の損傷箇所を発見した場合に、同課に連絡が入る仕組みであったが、その後、道路だけではなく、水路や公園などに対象を広げたものである。市の担当者は、幅広く危険箇所や破損箇所を把握して早期発見、早期復旧することが市民等の安全確保につながるとしている。

また、同事業の周知方法としては、市のホームページや広報誌への掲載のほか、事業者（主にコンビニエンスストア、銀行、タクシー会社及び工業団地協議会等）に対し、年2回、協力依頼の文書を送付し、情報提供を呼び掛けている。

なお、平成29年度から令和元年度までの3年間ににおける市民等からの情報提供数は4,130件で、このうち、水路（農業用水路以外の水路を含む。）に関する情報提供数は117件（2.8%）となっている。

水路に関する情報のうち107件は、情報提供後に防護柵やフェンスの補修などを実施しており、残りの10件についても、管理主体の土地改良区に連絡し、土地改良区から情報提供者に対して対応策を回答するように求めているとしている。

(エ) 土地改良区等におけるソフト対策の実施状況（アンケート結果）

今回、当局が実施した土地改良区等へのアンケート調査において、ソフト対策の実施状況について回答を求めた結果は以下のとおりである。

① 土地改良区等が実施しているソフト対策

土地改良区等に対するアンケート調査において、ハード、セミハード、ソフトの各対策の実施状況について回答があった345地区のうち、ソフト対策を講じたことがあるとの回答は200地区（58.0%）あり、約6割の土地改良区等が何らかのソフト対策を講じていた。

これらの200地区に対し、実施しているソフト対策の内容を尋ねたところ、特に多かった対策（複数回答）は、注意看板の設置が193地区（全体の76.3%）となっている。

注意看板の実施率が高い理由として、上記(イ)のとおり、県土連の支援を受けたことにより、土地改良区でも取り組みやすい対策となり、実施できていることがうかがえる。

また、看板の設置以外の対策は、ちらしの作成・配布が19地区（同7.5%）、広報誌の掲載が14地区（同5.5%）などで、看板以外のソフト対策を実施している土地改良区等は少ない状況であった。

② ソフト対策に関する意見

アンケートでは、注意看板の設置は、費用が低額かつ手間がかからないので採用したという意見とともに、注意看板以外の方法が分からない、土地改良区等だけで

図表2-(1)-ウ-⑦

図表2-(1)-ウ-⑧

はなく地域住民等の協力が不可欠なので、行政に支援してほしいという意見が多かった。

このことから、土地改良区等の中には、ソフト対策が必要と認識していても、自身だけでは対応することが困難であり、実施できていない地区もあることがうかがえる。

図表 2-(1)-7-① 土地改良施設維持管理適正化事業のうち、安全管理施設整備対策事業に係る規程（抜粋）

○ 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日 52 構改日第 600 号農林水産事務次官依命通知）

第 1 趣旨

近年、土地改良事業の進展に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展する一方、造成された施設も大幅に増加してきており、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が極めて重要な課題となってきた。土地改良施設の整備補修については、本来土地改良区等土地改良施設の管理者自らこれを行うべきものではあるが、最近における農村環境の変化、土地改良施設の高度化、農村労働力事情の変化等社会経済情勢の変容に伴い、必ずしも円滑に行われていない実情にある。

このような実情にかんがみ、土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業(以下「適正化事業」という。)を実施し土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資するものとする。

第 2 事業の内容等

- 1 適正化事業においては、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金(以下「資金」という。)からの交付金をその事業費の全部又は一部として、土地改良区等が、土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行うものとする。
- 2 資金は、全国連合会が造成するものとし、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）からの、拠出金及び国の補助金をもってその財源とするものとする。
- 3 資金の額は、毎年度、全国連合会長が農村振興局長の承認を得て定めるものとする。
- 4 地方連合会の拠出金(以下「連合会拠出金」という。)は、土地改良区等からの拠出金(以下「改良区等拠出金」という。)及び地方公共団体の補助金をもってその財源とするものとする。
- 5 連合会拠出金を拠出することができる地方連合会は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 3 の 1 の (2) のイの土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施している地方連合会とする。ただし、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長(北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)の認定を受けた地方連合会にあつてはこの限りではない。
- 6 適正化事業の対象とする土地改良施設は、管理指導事業（5 のただし書により地方農政局長の認定を受けた地方連合会にあつては、農村振興局長が別に定めるところによる。）の対象となっている農業水利施設とし、その整備補修は、農村振興局長が別に定める基準によるものとする。

第 3 資金造成のための拠出

- 1 地方連合会は、全国連合会長が定める資金拠出約款の定めるところにより、資金の造成に充てるための連合会拠出金として、改良区等拠出金と当該地方連合会の拠出に対する地方公共団体の補助金を併せた額を、毎年度、全国連合会に拠出するものとし、その他に適正化事業の実施を希望する土地改良区等(以下「資金拠出者」という。)が予測し得ない事故等の発生等の理由により緊急に実

施する必要があると認められる施設整備補修であって、農村振興局長が別に定める基準に該当するもの（以下「緊急整備補修」という。）を実施する場合にあっては、地方連合会は、当該緊急整備補修に充てるための連合会拠出金を当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、全国連合会に拠出するものとする。

2 資金拠出者は、各地方連合会長が定める資金拠出約款の定めるところにより、改良区等拠出金として地方連合会が連合会拠出金に充てるための経費の一部を、これに対する地方公共団体の補助金と併せて、毎年度、地方連合会に拠出するものとし、その他に緊急整備補修を実施する場合には、緊急整備補修に充てるための改良区等拠出金を、当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、地方連合会に拠出するものとする。

3 資金拠出者が2により地方連合会に改良区等拠出金を拠出する場合には、その額について、あらかじめ関係都道府県知事の承認を得なければならない。

第4 適正化事業交付金

1 全国連合会は、資金拠出者が行う適正化事業の実施に要する経費の一部を交付金として地方連合会に交付するものとする。

2 地方連合会は、1により交付金の交付を受けたときは、適正化事業を実施する資金拠出者に対し当該交付金を交付するものとする。

3 2の交付金の額は、資金拠出者ごとに次の（1）又は（2）により算定して得た額のいずれか低い額を限度とする。

（1）当該年度に実施する適正化事業の実施に要する経費の額の10分の9に相当する額

（2）別に農村振興局長が定める一定期間内における当該資金拠出者の拠出金の額に見合う予定交付金額として別に農村振興局長が定めるところにより算定した額（既に交付金が交付されている場合にあっては、その額から当該交付金の額を控除した額）

第5～12（略）

○ 安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号（農林水産省）農村振興局長）

1 安全管理施設整備計画の都道府県知事の承認等

（1）都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号構造改善局長通知。以下「要綱」という。）第12の1の安全管理施設整備計画（以下「安全整備計画」という。）の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。

① 農業水利施設において転落事故が発生する又は事故が発生するおそれがあるなど、転落事故の防止対策を図る必要性が生じていること。

② 安全整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を図ることにより、農業水利施設への転落事故の防止が図られることが明らかであると認められること。

③ 安全整備計画について、関係市町村、学校等との調整が図られていること。

④ 要綱第3の1に規定する緊急整備補修（以下単に「緊急整備補修」という。）の基準は、安全管理施設整備対策事業にあっては、上記に加え、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。

ア 転落事故が発生するおそれが特に高いこと

イ 関係市町村、学校等との調整の中で、喫緊に転落事故の防止対策が必要であること

（2）安全整備計画は、別紙様式1によるものとする。

2 安全管理施設整備対策事業の対象工事等

（1）基準等

① 安全管理施設整備対策事業の整備補修の基準は、1 地区当たりの事業費が100万円以上のものであることとする。

ただし、緊急整備補修にあつては、上記の基準は満たさなくてもよいものとする。

② 安全管理施設整備対策事業については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付52構改B第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。）7の（2）は適用しない。

(2) 対象工事

安全管理施設整備対策事業として行う土地改良施設の工事とは、次に掲げる施設の整備補修とする。

① 開水路及び水路諸施設周辺への立入り並びに危険区域への立入りを防止するためのフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修

② 車両等の転落防止のための防護柵、フェンス、ハンドレール等の整備補修

③ 農業水利施設への転落事故の防止を図るための蓋の整備補修

④ その他農業水利施設への転落事故の防止を図るための安全管理施設の整備補修

3～6（略）

(注) 下線は、当局が付した。

図表 2-(1)-7-② 農業水路等長寿命化・防災減災事業の関係規程（抜粋）

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）

第1 目的

近年、施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業の持続的な発展には、農業生産活動が安心して行われることが重要である。

そのため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することによって、農地や農業用施設を健全な状態に保つとともに、更なる省力化やコスト低減などに取り組んでいく必要がある。さらに平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、緊急時の迅速な避難行動やため池の適切な保安全管理を支援するため池の保全・避難対策を実施することによって、災害の未然防止を図ることが必要である。

このため、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図ることとする。

第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる対策とし、各対策における交付対象事業（別表の交付対象事業の欄に掲げる個別の事業をいう。以下同じ。）の具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

1 長寿命化対策

別表の区分の欄の1の対策種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの

2 防災減災対策

別表の区分の欄の2の対策種類の欄の(1)、(2)又は(3)のいずれかに掲げるものを実施するもの

3 ため池の保全・避難対策

別表の区分の欄の3の対策種類の欄の(1)に掲げるものを実施するもの

第3 事業の実施区域

本事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、第2の1の長寿命化対策であって、農村振興局長が別に定める条件のいずれかを満たす場合において、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域で行うもの、第2の2の防災減災対策又は第2の3のため池の保全・避難対策であって、その交付対象事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるもの、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うものについては、この限りでない。

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区その他の農業者等の組織する団体であって、農村振興局長が別に定めるものとする。

第5 長寿命化・防災減災計画

本事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた長寿命化・防災減災計画（以下「計画」という。）を作成するものとする。

- 1 計画の名称、計画主体及び期間
- 2 地域農業の概要及び計画の目的・目標
- 3 交付対象事業の工期、総事業費、受益者等の概要

第6 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第5の計画を作成していること。
- 2 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のア及び同区分の欄の2に掲げる交付対象事業（(1)の交付対象事業の欄のコからシまで及び(3)の交付対象事業の欄のウを除く。）を実施する場合には、1に加え、以下のすべての要件を満たすこと。
 - (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
 - (2) 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上であること（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。）。
 - (3) 交付対象事業1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内とする。）。
- 3 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のイからオまで、同区分の欄の2の(1)の交付対象事業の欄のコからシまで、(3)の交付対象事業の欄のウ及び同区分の欄の3に掲げる交付対象事業を実施する場合には、1の要件に加え、交付対象事業1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

第7～10（略）

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農村振興局長）

第1 趣旨

本事業の実施については、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容等

要綱第2の交付対象事業の具体的な内容は、次に定めるとおりとする。

- 1 要綱第2の1の長寿命化対策の事業内容は、要領別表1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の防災減災対策の事業内容及び実施要件は、要領別表2によるものとする。

- 3 要綱第2の3のため池の保全・避難対策の事業内容は、要領別表3によるものとする。
- 4 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であることとする。

第3 事業実施主体

要綱第4の農業者等の組織する団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。

第4 事業の実施区域等

要綱第3の農村振興局長が別に定める条件は、以下のとおりとする。

- 1 生産した農産物を直売所等で販売することにより、地元での消費の促進に寄与しているような農地が受益地内にあること。
- 2 市民農園等、都市住民が農作業を体験できる農地が受益地内にあること。
- 3 防災協力農地等、防災機能の発揮に向けた取組が行われている農地が受益地内にあること。

第5 長寿命化・防災減災計画

要綱第5の長寿命化・防災減災計画（以下「計画」という。）の作成等については、次に定めるとおりとする。

- 1 計画の作成に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。
- 2 計画の提出に当たっては、別記参考様式第1号を参考とするものとする。

第6～10（略）

要領別表1（長寿命化対策）（略）

要領別表2（防災減災対策）

| 対策種類 | 交付対象事業 | 事業内容 | 実施要件 |
|------------|-------------|---|--|
| 自然災害等対策 | (1) ア～ウ（略） | (略) | (略) |
| | エ 農業用排水施設整備 | (ア) <u>築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用排水施設の新設、変更若しくは附帯施設の整備</u> | (ア) 頭首工、樋門、用排水機場及び水路の整備にあつては、流域又は河伏の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地等に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設で分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものに限る。なお、維持管理に係るものは除くものとする。 |
| | | (イ)、(ウ)（略） | (イ)～(エ)（略） |
| | オ～シ（略） | (略) | (略) |
| (2) 危機管理対策 | ア（略） | (略) | (略) |

| | | | |
|--------------------------|---------|-----|-----|
| (3) ため池 防災環 境整備 | ア～ウ (略) | (略) | (略) |
|--------------------------|---------|-----|-----|

要領別表 2-1 (水質保全対策関連) (略)
 要領別表 2-2 (水質保全関連) (略)
 要領別表 3 (ため池の保全・避難対策) (略)
 別記様式 1～6 (略)

(注) 下線は、当局が付した。

図表2-(1)-7-③ 土地改良施設維持管理適正化事業（安全管理施設整備対策事業）の実績

(単位：地区)

| 県 | 年度 | 平成 29 | 30 | 令和元 | 合計 |
|---------|----|-------|----|-----|----|
| 茨城県 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉県 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長野県 | | 0 | 3 | 5 | 8 |
| 関東農政局管内 | | 0 | 3 | 5 | 8 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表は、土地改良施設維持管理適正化事業のうち、安全管理施設整備対策事業（農業水利施設への転落防止を図る安全管理施設の整備補修）のみを抜粋した。

図表 2-(1)-7-④ 農業水路等長寿命化・防災減災事業の実績

(単位：地区)

| 県 | 年度 | 平成 29 | 30 | 令和元 | 合計 |
|---------|----|-------|----|-----|----|
| 茨城県 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉県 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長野県 | | 0 | 4 | 5 | 9 |
| 関東農政局管内 | | 0 | 4 | 6 | 10 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表は、自然災害等対策として築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用排水施設を整備した事業のみを抜粋した。

図表 2-(1)-7-⑤ 土地改良施設維持管理適正化事業（安全管理施設整備対策事業）で整備した事例



ガードレールを設置した例

ネットフェンスを設置した例

(注) 調査対象土地改良区からの提供資料である。

図表 2-(1)-7-⑥ 調査対象 3 県における国庫補助事業の周知方法及び実績について

| | 国庫補助事業の周知方法及び実績（担当者の説明） |
|-----|--|
| 茨城県 | <p>県の担当者が、年 1 回の会議において、出先機関である 8 か所の農林事務所及び土地改良事務所に説明し、その後、農林事務所等が管内の市町村及び土地改良区に説明することとしている。</p> <p>また、国庫補助事業の実績がない理由については、土地改良区の財政基盤は盤石ではなく、土地改良施設の更新・補修を優先しているためと考えている。</p> |
| 埼玉県 | <p>県の担当者が、年 2 回開催する整備支援・管理担当者会議において、県内 8 か所にある農林振興センターに説明している。それを受けて、農林振興センターは、管内の市町村及び土地改良区に対し、農水省が作成したパンフレット等を用いて説明していると思われる。</p> <p>国庫補助事業の実績がない理由については、採択基準となる事業費が高額であることや、以前に国庫補助事業で整備した施設に限られ、土地改良区単独で整備した施設はできないなど採択要件が厳しいことが挙げられ、農林振興センターに土地改良区から申請の相談があったが、断念したケースもあったと聞いている。</p> |
| 長野県 | <p>県の担当者が、県内の 10 か所にある出先機関の地域振興局向けに担当者会議を開催し、その後に地域振興局が市町村、土地改良区向けに担当者会議を実施し、事業の周知を図っている。また、安全管理施設整備対策事業については、県だけでなく、県土連が制度に大きく関わる仕組みとなっていることから、県土連が土地改良区に対して周知や助言をしたのではないかと。元々、土地改良区や市町村など水路を管理している事業主体は、危険な水路を把握していたと思うが、安全施設を単体で補修する国庫補助事業がなく対応できなかった場合があり、そこに支援事業の拡充や新設があったため、実施した事業主体があったということではないかと。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(1)-7-⑦ 土地改良法（抜粋）

| |
|---|
| <p>第四章 土地改良事業団体連合会</p> <p>(目的)</p> <p>第百十一条の二 土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、土地改良事業を行う者（国、都道府県及び第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者を除く。以下この章において同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。</p> <p>(法人格)</p> <p>第百十一条の三 連合会は、法人とする。</p> <p>(原則)</p> <p>第百十一条の四 連合会は、次に掲げる要件を備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 営利を目的としないこと。 二 会員が任意に加入し、又は脱退することができること。 三 会員の議決権が平等であること。 <p>(種類)</p> <p>第百十一条の五 連合会は、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）とする。</p> <p>第百十一条の六 (略)</p> <p>(地区)</p> <p>第百十一条の七 地方連合会の地区は、都道府県の区域により、全国連合会の地区は、全国とする。</p> <p>第百十一条の八 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第百十一条の九 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。次号から第四号までにおいて同じ。）に関する技術的な指導その他の援助 二 土地改良事業に関する教育及び情報の提供 三 土地改良事業に関する調査及び研究 四 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力 五 全国連合会にあっては会員たる地方連合会の事業の指導 六 前各号に掲げる事業のほか、第111条の2の目的を達成するため必要な事業 |
|---|

図表 2-(1)-7-⑧ 調査対象 3 県の県土連における国庫補助事業の周知方法及び実績について

| | 国庫補助事業の周知方法及び実績（担当者の説明） |
|-------|--|
| 茨城県土連 | 当連合会には三つの事業所（県北、県南、県西）があり、それぞれの事業所の担当者が、土地改良区に対して支援を行っている。しかし、安全管理施設整備対策事業でいえば、老朽化に伴う揚水機場の整備補修の助成が多く、申請はない状況である。 |
| 埼玉県土連 | 水路の安全対策については、それぞれの土地改良区が予算に制約がある中で判断しなければならぬため、選択肢の一つとして国庫補助事業を提示している。 しかしながら、事業予算枠に制限があり、積極的に推奨できる状況ではない。 |
| 長野県土連 | 職員が土地改良区の施設の点検、整備を行う際に、活用できる国庫補助事業のメニューを説明している。 国庫補助事業を実施した土地改良区は、比較的規模が大きく予算を確保しやすいことや、県土連で事業に係る書類の作成支援等を行っていることも、当県で実績がある理由ではないか。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-7-⑨ 調査対象 3 県が独自に実施している転落事故防止に関する安全対策実施事業

| | 事業名 | 事業概要 | 採択要件 | 補助率 |
|-----|----------------------------|---|---|-------|
| 茨城県 | 県単土地改良事業 (防災安全施設型) | ・土地改良事業により造成された施設のうち、安全の確保を目的として行う更新・補修又は改修 ・現行の基準に照らして整備が必要となる安全施設の新設 | 事業費が 20 万円以上 (受益面積の要件はなし) | 50%以内 |
| 埼玉県 | 県費単独土地改良事業 (かんがい排水事業) | 農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行うための事業 | 事業費が 50 万円以上、受益面積 2ha 以上 (ただし、山村丘陵地域及びため池は 1 ha 以上) | 33%以内 |
| 長野県 | 県単農業農村基盤整備事業 (農業用排水施設整備事業) | 農業用排水施設に係るフェンス、スクリーン、蓋等の安全施設の新設又は変更を行うための事業 | 事業費がおおよそ 100 万円以上、受益面積が概ね 5ha 以上のもの | 40%以内 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-7-⑩ 調査対象 3 県が実施している転落事故防止対策に関する安全対策実施事業の実績
(単位：地区)

| 県 | 年度 | 平成 29 | 30 | 令和元 | 合計 |
|-----|-----|-------|----|-----|----|
| | 茨城県 | | 0 | 3 | 6 |
| 埼玉県 | | 3 | 2 | 2 | 7 |
| 長野県 | | 1 | 0 | 1 | 2 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-7-⑪ 転落事故防止対策における県単独事業で整備した事例



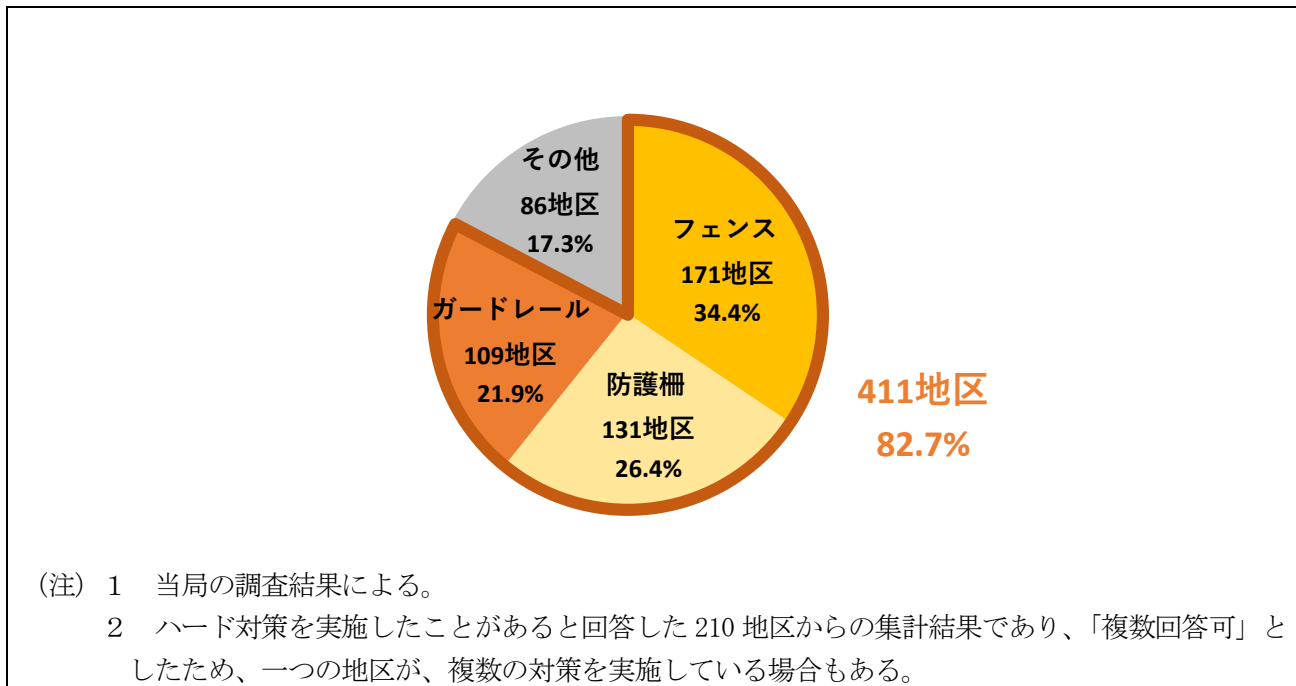
(注) 調査対象土地改良区からの提供資料である。

図表 2-(1)-7-⑫ 調査対象 3 県における県単独事業の実績等について

| | 県単独事業の実績等（担当者の説明） |
|-----|---|
| 茨城県 | 従来から、市町村や土地改良区等が行う国庫補助事業に該当しない小規模な生産基盤の整備に向けて県単独の土地改良事業を行っていたが、平成 30 年度に土地改良事業により造成された施設を対象に、土地改良施設での転落事故等の未然防止を図るための事業を拡充した。土地改良区だけでなく、市町の事業主体も実施しており、ネットフェンス等の新設・補修を行った。県内で土地改良施設内での事故が増加傾向にあり、問題意識を持っている土地改良区が多いこと、低額の事業費（20 万円）から実施でき、小規模な土地改良区でも活用できることが実績が増えている要因ではないか。 |
| 埼玉県 | 小規模な農業生産基盤と農村環境基盤の整備を行い、地元のニーズに対応するため県費単独土地改良事業を実施している。その中で、土地改良区からの要望があったことから安全施設の設置に係る事業も開始した。県の補助率は33%以内であるため、国庫補助事業（補助率50～60%）に比べて土地改良区の費用負担の割合は大きい、採択要件が国庫補助事業の要件（1地区当たりの事業費が200万円以上）よりも低額の50万円以上であることが実施した土地改良区があった理由であると考え。実際には、幅の狭いネットフェンスを設置するものが多いため、危険箇所のポイントを絞って設置するには適切な事業なのではないか。 |
| 長野県 | 従来から県単農業農村整備補助事業（農業用排水施設整備事業）において、フェンスや蓋等の安全施設の新設や補修を可能とする制度を設けており、平成25年度からは、当該事業費をおおよそ300万円以上から100万円以上に要件を緩和した。ただし、国庫補助事業や交付金事業の活用を優先させているため、県単補助事業の対象は、要望箇所を含む今後の整備方針を明らかにした上で、緊急的に整備する必要性を有する地区に限定している。とはいえ、受益面積が少ない土地改良区や大規模な土地改良区でも国庫補助事業の採択要件から外れ、実施できない場合もあることから創設した事業である。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-7-⑬ 土地改良区等が実施したハード対策の内訳（アンケート結果）



図表 2-(1)-7-⑭ ハード対策に関する主な意見（アンケート回答）

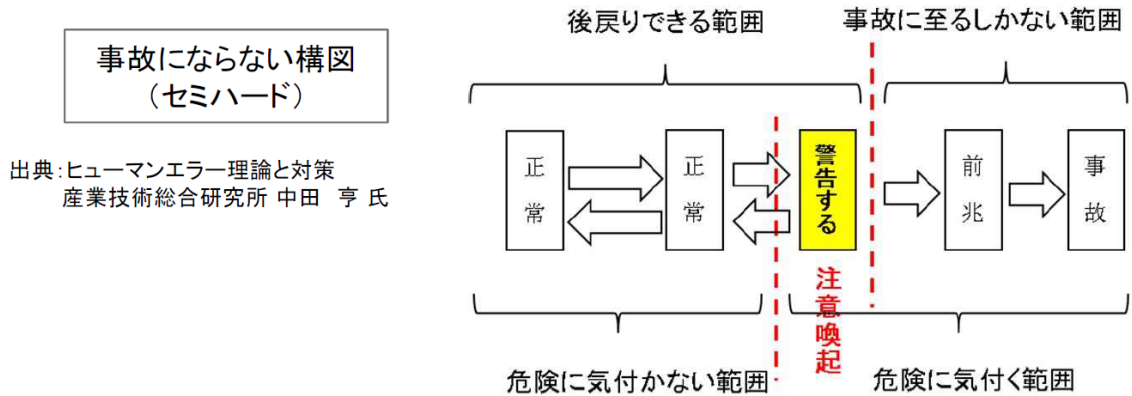
- ・ 時間と費用がかかる対策であるが、最も効果的で即効性のある対策であると思う。
- ・ 目に見える転落防止柵等が設置され、近隣の住民に水路は危険であるという意識が芽生えた。
- ・ 転落防止柵の設置の要望は、特に非農業者の要望が多いが、柵を設置したことにより、地域住民の協力を得やすくなった。
- ・ 施設の老朽化の改修を優先しているため、転落事故防止対策にかけられる予算がない。
- ・ 排水路の泥上げ作業や掃除をする際の出入りに邪魔になるため、農業者から反対された。
- ・ どのような事業があるか分かっていないので、教えてほしい。
- ・ 補助事業の制約があり、活用に至るまでのハードルが高いため、補助事業の申請手続等のバックアップをしてほしい。
- ・ 安全対策については、地域全体の問題であることから、農家の負担が生じない制度を創設してほしい。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-イ-① セミハード対策について（「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」から引用）

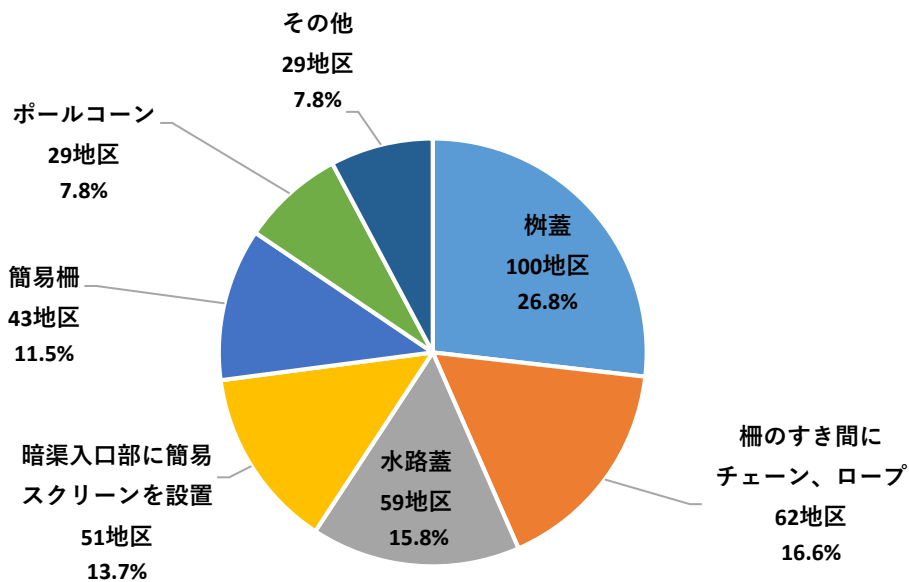
セミハード対策とは

- ・農業用水路の位置をわかりやすくしたり、簡易な柵や蓋等の転落防止措置により、ヒューマンエラーを防止する対策のことである。
- ・下図に示すとおり、後戻りできる範囲から、事故に至るしかない範囲に到達する前に、警告(注意喚起)することで、事故を未然に防ぐことが可能となり、有効な対策となり得る。



(注) 「富山県農業用水路安全対策ガイドライン」(令和元年 12月 富山県作成)による。

図表 2-(1)-イ-② 土地改良区等が実施したセミハード対策の内訳(アンケート結果)



- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 セミハード対策を実施したことがあると回答した 182 地区からの集計結果であり、「複数回答可」としたため、一つの地区が、複数の対策を実施している場合もある。

図表 2-(1)-ウ-① 農業用排水路における安全管理の手引（抜粋）

| |
|---|
| <p>Ⅲ 安全管理対策の進め方</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 フローの具体的な手順</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 安全対策（ハード、ソフト）の検討（施設管理者と地域住民等が連携して行うもの）</p> <p>ア ハード対策とソフト対策の組合せ</p> <p><u>水路の安全対策には、転落防止柵等を設置する「ハード対策」と安全意識の啓発等を行う「ソフト対策」がありますが、把握した全ての危険箇所に対してハード対策を行うことは困難です。ハード対策とソフト対策を組み合わせる必要があります。</u></p> <p>その際、「物理的に見える危険箇所」については、放置すると転落事故が発生する可能性が高いことから、できるだけ速やかにハード対策を実施して危険を取り除く必要があります。</p> <p>一方、「想定される危険箇所」については、想定されるリスクの程度に応じてハード対策やソフト対策を実施することとなります。つまり、想定されるリスクが高い箇所にはハード対策を実施することが好ましく、それができない場合には十分なソフト対策を検討します。また、想定されるリスクが低い箇所にはソフト対策を検討します。</p> <p>また、想定される危険箇所の「リスクの高い箇所」と「リスクの低い箇所」の判断基準は地域によって異なるため、それぞれの安全対策委員会で検討することとします。その際の判断基準の例を以下に示します。</p> <p>（リスクを判断する基準例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に事故が発生した場所や同様の条件下にある場所 ・ 通学路、子供の遊び場や公園等の子供が集まる場所とその周辺（学校や家庭内の注意喚起により危険箇所から子供を遠ざけることができるか、できないかによりリスクを判断） ・ 特養老人ホームや夜間に老人会等の会合が行われる場所とその周辺（危険箇所と高齢者の行動範囲との接近性によりリスクを判断） ・ 住宅密集地とその周辺（人通りや道路幅、夜間照明の有無によりリスクを判断） ・ 自治会を通じて行ったアンケート結果や収集したヒヤリハット事例で、地域住民の多くが危険と感ずる場所 <p>なお、安全対策委員会において地域住民等から共有される危険箇所の中には、水路と関係のない危険箇所が含まれている場合がありますが、この委員会では水路の安全対策について検討することとします。</p> |
|---|

（注）下線は、当局が付した。

図表2-(1)-ウ-② 調査対象3県におけるソフト対策の実施状況

| 対策 県 | 広報誌 | マスメディア | 農業・施設関係者 向けの文書 | 県内小中学校向けの 通知文書の発出 |
|---------|-----|--------|-------------------|----------------------|
| 茨城県 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 埼玉県 | | | ○ | |
| 長野県 | | | ○ | |

（注）当局の調査結果による（表中の○は、対策を実施していることを示す。）。

図表 2-(1)-ウ-③ 調査対象 3 県におけるソフト対策の方針及びその対応

| | 対策の方針及び対応状況（担当者の説明） |
|-----|---|
| 茨城県 | <p>当県は、農業が盛んで水路も身近であるため、子どもの安全対策に重点を置いた注意喚起のソフト対策を行っている。</p> <p>県の広報誌に注意喚起の記事を記載しており、新聞折込による配布のほか、役場や金融機関等に配置し、老若男女問わず目に触れるので効果的であると考えている。</p> <p>また、ラジオなどの広報ツールがあり、他部局との調整にもよるが、時期などを検討した上で、これらによる注意喚起も実施している。</p> |
| 埼玉県 | <p>住民への注意喚起等は、水路を管理していて現場に近い施設管理者（土地改良区、市町村）が行うべきであり、効果的と考えているため、現在、県自らが看板の作成や広報誌などの対策は講じていない。</p> |
| 長野県 | <p>平成 28 年度に、施設管理者に対し、出先機関を通して「土地改良施設における安全管理の徹底について」を通知している。この通知の中で、安全施設の点検や修繕のほか、安全管理に関する周知について示している。基本的には、地域全体で安全対策を進めるべきであり、施設管理者が中心となって取り組んでほしい。</p> |

（注）当局の調査結果による。

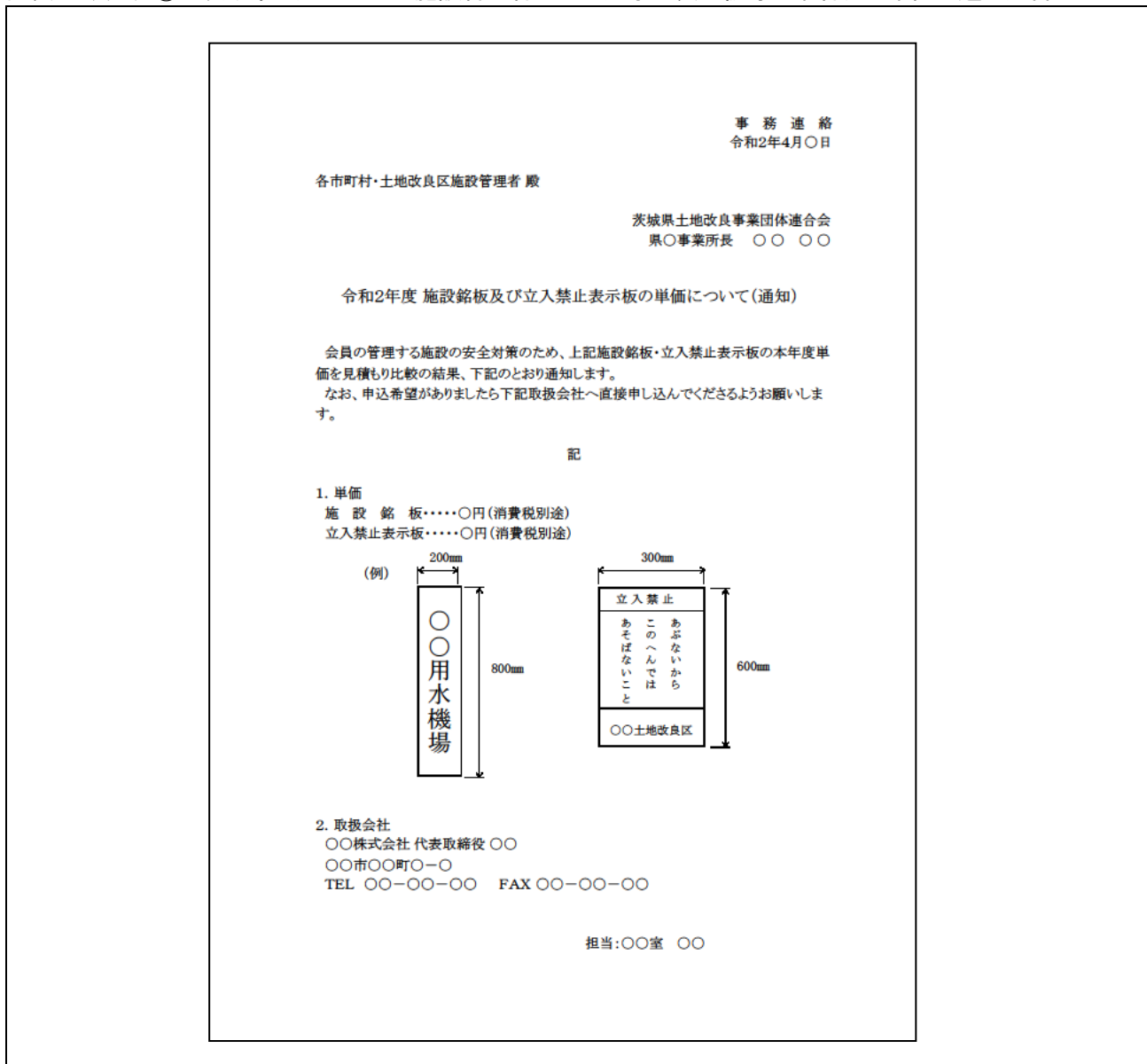
図表 2-(1)-ウ-④ 埼玉県における土地改良施設への通知文書

| | |
|---|-----|
| 農 整 第 1 3 2 - 1 号 平成 3 1 年 4 月 2 2 日 | |
| 各 土 地 改 良 区 理 事 長 各 土 地 改 良 区 連 合 理 事 長 各 市 町 村 長 | } 様 |
| 埼玉県農林部長 | |
| 土地改良施設の安全管理について（通知） | |
| 本県農林行政の推進に当たり、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 | |
| さて、農業用排水路、ため池及びダム等の土地改良施設においては、誤って転落した人が負傷又は死亡するといった事故が毎年発生しているところです。土地改良施設の管理者におかれては、従前から事故の未然防止に努めていただいているところですが、連休中には児童、生徒等の立ち入りにより予期せぬ事故が発生する危険性が高まります。 | |
| ついては、別紙事項を参考にしていただき、引き続き土地改良施設の安全管理に万全を期してくださるよう、よろしく願い申し上げます。 | |
| 担当 農村整備課 総務・土地改良団体支援担当 | |
| （別紙） | |
| 1 農業用排水路、ため池及びダム等の土地改良施設について、その周辺を含めた定期的な見回りを行い、危険箇所の把握に努めてください。 | |

- 2 地元関係者と打合せの場を設けるなど、地域と連携した事故防止対策に努めてください。
- 3 危険箇所には警告板を設置するなど、注意喚起の措置を講じてください。警告板は、目立つもので、一目で内容が分かるような工夫をしてください。
- 4 位置情報を利用したゲームアプリ等により、児童、生徒等が予期せぬ場所に立ち入る危険性があります。立ち入り禁止箇所にはその旨の表示、防護等を適切に実施してください。
- 5 土地改良施設の周辺に雑草が繁茂していると、施設の位置が確認できず転落する危険が高まります。除草を定期的に行うなど、施設の境界が歩行者等から明確に区別できる状態を維持してください。
- 6 用排水路にごみが溜まると水流が滞り、水位が上がって危険を招く恐れがあります。定期的にごみの除去を行ってください。
- 7 台風など悪天候時の土地改良施設の点検に際しては、人命を最優先とし、安全性を慎重に判断した対応をとってください。また、耕作者等への注意喚起を行ってください。

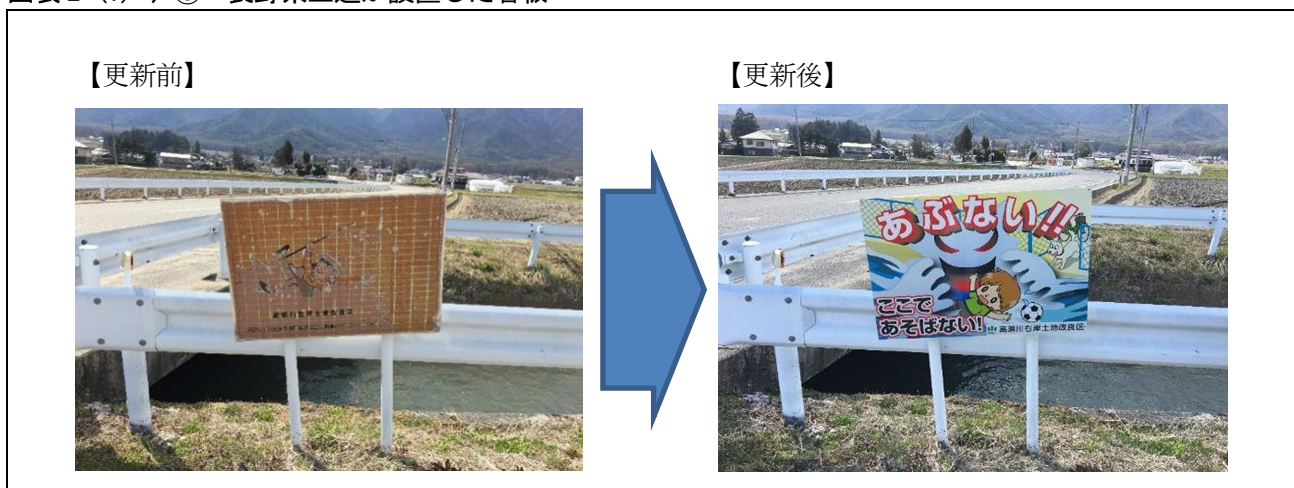
(注) 埼玉県からの提供資料である。

図表 2-(1)-ウ-⑤ 茨城県土連における施設管理者への立入禁止表示板等の業者及び単価の通知文書



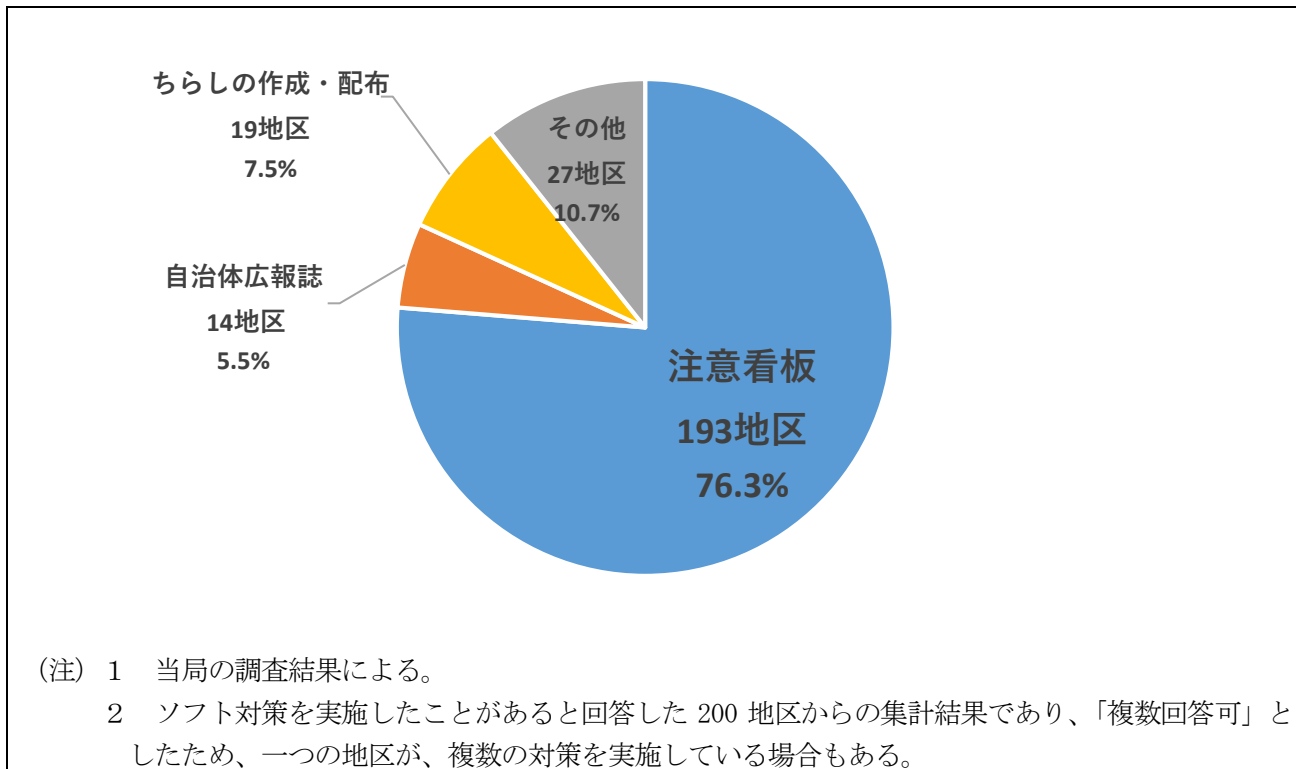
(注) 茨城県土連からの提供資料である。

図表 2-(1)-ウ-⑥ 長野県土連が設置した看板



(注) 長野県土連からの提供資料である。

図表 2-(1)-ウ-⑦ 土地改良区等が実施したソフト対策の内訳（アンケート結果）



図表2-(1)-ウ-⑧ ソフト対策に関する主な意見（アンケート回答）

- ・ 費用がかからない啓発活動を実施したいが、職員数が少なくアイデアが浮かばない。
- ・ テンプレート等を使って、ちらしを作成しようとしたが、希望に沿うものがなかった。
- ・ 看板は県土連の支援で設置できたので、現状でできる対策としては十分であると考えている。
- ・ 今の土地改良区の現状では、破損や安全施設の不備を未然に防ぐことで精一杯である。
- ・ 地元住民の協力がなくては、ソフト対策はできないので、行政のリーダーシップがないとできない。

(注) 当局の調査結果による。

(2) 土地改良区等における転落事故防止対策上の課題

| 調査結果 | 説明図表番号 |
|---|----------------|
| <p>ア 土地改良区等における転落事故防止対策の実施状況（アンケート結果）</p> <p>土地改良区等に対するアンケート調査において、ハード、セミハード、ソフトの各対策の実施状況について回答があった345地区のうち、ハード対策、セミハード対策又はソフト対策の全て又はいずれかを実施している土地改良区等は240地区（69.6%）ある一方で、いずれも実施したことがないとする土地改良区等は105地区（30.4%）であった。</p> <p>ただし、いずれの対策も未実施の土地改良区等の中には、管理している水路の幅が狭く、人が誤って入る危険性がないと考えている水路や水路周辺に住宅がないといった理由で実施していない地区もみられた。</p> <p>イ 安全対策の実施に関する課題等（アンケート結果）</p> <p>以上のおおりに、水路への転落事故防止対策については、土地改良区等が中心となって、様々な安全対策を講じている状況がみられたが、土地改良区等に対するアンケート調査では、今後も継続して対策を実施していくための課題について、以下のような意見がみられた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（今後の課題に関する意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から組合員がパトロールを行い、危険箇所の把握に努めているが、組合員数が減少し、目が行き届かなくなっている。 ・ 宅地開発等により混住化が進み、非農家住民が増えたことにより、要望が多様化している。 ・ 水路への転落防止だけではなく、近年の豪雨など自然災害の増加による危機管理の対応など公的な役割を担っており、非農業としての利用が増えていることから、水利施設が農業者のみではなく、地域住民の資源であるという認識をもってもらうことが重要だと思う。 ・ 事業計画から完了後の維持管理に至るまで非農家住民を含めた理解を得ることが必要となってくるが、非農家住民の参加率が低く、合意形成が図られない。 ・ 安全管理施設は、経年劣化や物損事故により損傷するため、維持管理に費用がかかる。 ・ 土地改良区だけで安全対策を講じることは難しいので、行政機関が積極的に関与してほしい。 ・ 土地改良区が行う施設管理や人材育成等の取組に対する支援が欲しい。 </div> <p>ウ 土地改良区等から行政に対する要望（アンケート結果）</p> <p>土地改良区等に対するアンケート調査において、「転落防止対策を講じる上で、行政が積極的に行った方が良いと思われる取組」（複数回答）を尋ねたところ、約半数に当たる233地区（66.8%）が「活用できる補助事業制度の説明」を挙げ、また、「安全対策事例集の配布」を求める回答も173地区（49.6%）あったことから、行政からの更なる支援を期待していることがうかがえる。</p> <p>ちなみに、農水省では「安全管理の手引」を作成し、地方公共団体における方針の</p> | <p>図表2-(2)</p> |

策定や施設管理者が行う対策の一助として、都道府県を通じて市町村や土地改良区等に配布しており、調査対象3県でも、出先機関から管轄する市町村や土地改良区に配布を行っていると説明している。しかしながら、アンケートへの回答があった土地改良区の一部に対して「安全管理の手引」について確認したところ、複数の土地改良区から、見たことがない、もしくはメールで受領したが印刷して土地改良区内で共有していないという回答が聞かれた。

【まとめ】

土地改良区等の組合員の減少や厳しさを増す農業情勢を考慮すると、今後、土地改良区等のみで水路への転落事故防止対策を実施していくことは厳しいと考えられる。

その一方で、転落事故が毎年起きている現状を考えると、その対策の必要性はますます高まっていくと考えられる。

このような状況を踏まえ、課題の解決を土地改良区等のみには担わせるのではなく、国、地方公共団体がリーダーシップを発揮し、ハード対策としての施設整備への補助等のほか、セミハード対策及びソフト対策に関する支援についても充実させ、関係機関が連携して解決方策を検討していくことが必要と考えられる。

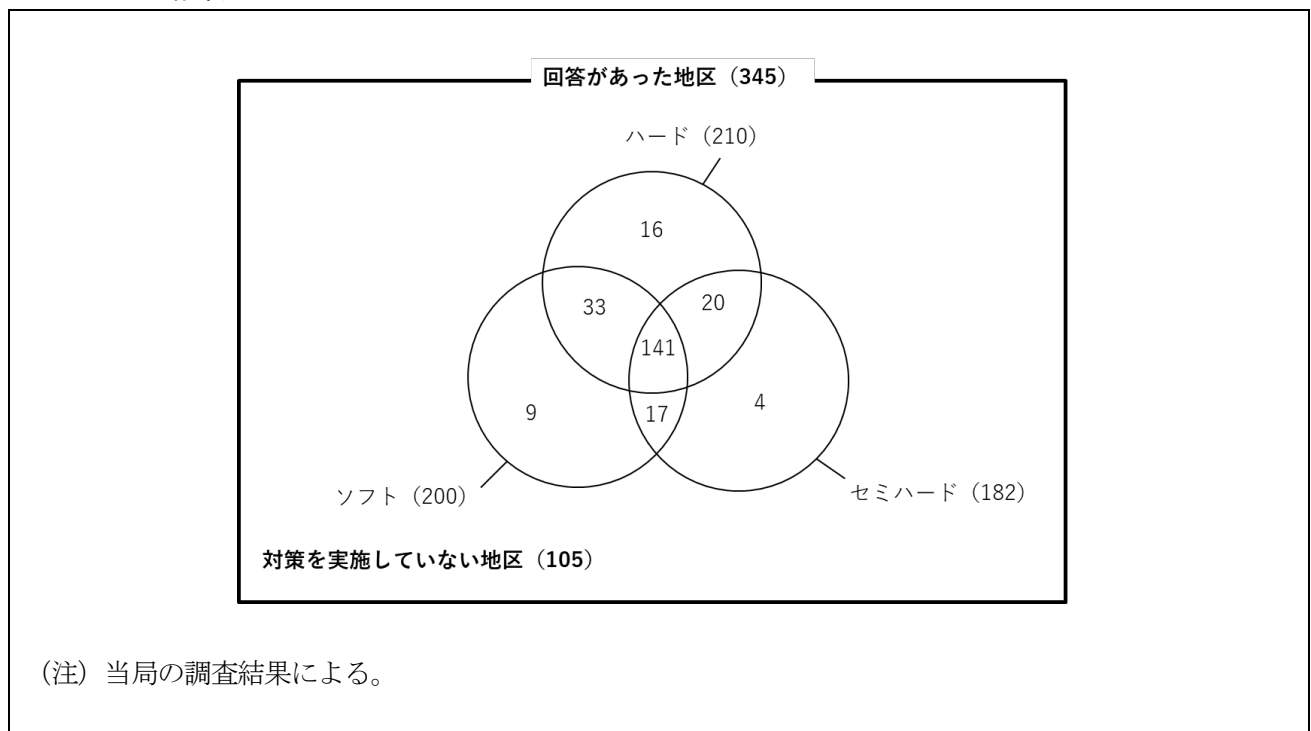
また、施設管理者である市町村及び土地改良区等に対し、安全対策に係る意識の向上を図るための取組を行うことや補助事業のマニュアル等が適切に配布されることが望まれる。

当局では、今回のアンケート調査において、「どのような補助事業があるか分からない」、「注意看板以外のソフト対策が分からない」、「啓発活動のアイデアが浮かばない」等の意見が多数みられたことから、今後、安全対策に取り組もうとしている土地改良区や地方公共団体等の参考にしてもらうため、転落事故防止対策の事例集を作成することとした。

事例集は、アンケートの回答に基づき、土地改良区等から実施している転落事故防止対策の内容を聴取し、地域住民や県土連、行政機関等が一体となって取り組み、安全対策を実施している事例等を把握・収集した。

その結果、関係者の協力を得て、対策を実施したきっかけ、取組内容、工夫した点等について取りまとめ、ハード対策3事例、セミハード対策4事例、ソフト対策4事例（計11事例）を掲載した事例集を作成したので、今後、関係機関等に配布し、安全対策を検討する際に役立ててもらいたい。

図表 2-(2) ハード、セミハード、ソフト別の転落事故防止対策を実施した土地改良区等数の内訳（アンケート結果）



(注) 当局の調査結果による。

3 賠償責任保険の加入状況

| 調査結果 | 説明図表番号 |
|--|-----------------|
| <p>【制度の概要】</p> <p>土地改良区等は、自らが所有又は管理する水路で管理上の瑕疵による事故が発生し、第三者の身体・生命を害した場合には、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条に基づく賠償責任を負う可能性があるとされている。</p> <p>このため、土地改良区等における水路での人身事故に関する賠償責任保険への加入は法令で義務付けられたものではないが、農水省は、「安全管理の手引」において、事故防止のための事前対策として、①設置の瑕疵に関する対策（施設を設置する際、通常の利用において安全であることの確認等）、②管理の瑕疵に関する対策（計画的な巡視、点検の実施等）とともに、③体制作りの一環として水路の賠償責任保険加入についての検討を挙げている。</p> | <p>図表 3-①</p> |
| <p>【調査結果】</p> <p>ア 土地改良区の賠償責任保険の加入状況</p> <p>農水省は、4 年に一度、「土地改良区運営実態等統計調査」により、全国の土地改良区の運営実態を調査しており、賠償責任保険に関しては、加入の有無や保険の対象施設、年間の保険料、未加入の場合は今後の加入予定等を把握している。</p> <p>当該調査によると、全国の土地改良区における平成 28 年度の賠償責任保険の加入率は 49.4%で、ほぼ半数の土地改良区が加入しているが、関東管内における加入率は、最も高い長野県の 81.2%に対し、最も低い山梨県は 6.8%となっており、都県によって加入率に大きな差が生じている。</p> | <p>図表 3-②</p> |
| <p>イ 土地改良区等に対する賠償責任保険への加入勧奨及び情報提供の状況</p> <p>関東農政局、調査対象 3 県及び各県の県土連における土地改良区等に対する賠償責任保険への加入勧奨及び情報提供の状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>(7) 関東農政局及び調査対象 3 県の状況</p> <p>関東農政局は、土地改良区等における賠償責任保険への加入は任意であることから、加入状況の把握や勧奨、保険商品の情報提供は行っていないと説明している。</p> <p>また、調査対象 3 県についてみると、長野県においても、保険加入は任意である上、県土連が加入勧奨及び情報提供をしていることから、県は特に関与していないと説明している。</p> | <p>図表 3-③</p> |
| <p>一方、茨城県及び埼玉県は、法第 132 条に基づく土地改良区等検査時に、賠償責任保険の加入状況を聴取しており、未加入の土地改良区等のうち、加入の必要性があると考えられる土地改良区等に対しては、口頭で加入の検討を促している。加えて、埼玉県は、通常 3 年に一度の土地改良区等検査を毎年実施しており、その際に、賠償責任保険の加入状況を取りまとめ、必要に応じて県土連に相談するよう助言している。</p> <p>なお、茨城県及び埼玉県は、未加入の土地改良区等に対する「賠償責任保険への加入の必要性」について、パイプラインの整備状況や、フェンスの設置等の転落事故防止対策の有無等から判断している。</p> | <p>図表 2（再掲）</p> |

(イ) 調査対象 3 県の県土連の状況

調査対象 3 県の県土連における土地改良区等に対する賠償責任保険への加入勧奨及び情報提供の状況を調査したところ、次のとおり、県土連によって対応が区々となっている状況がみられた。

図表 3-④

- ① 土地改良区等から相談があった際は、水路に関する賠償責任保険を取り扱う損害保険会社を教示しているもの（茨城県土連）
- ② 土地改良区等から相談があった際は、賠償責任保険に加入済みの土地改良区等を紹介するなどの情報を提供しているもの（埼玉県土連）
- ③ 県土連が一括して民間の損害保険会社と契約を締結しているもの（長野県土連）

ウ 土地改良区等における賠償責任保険の加入状況（アンケート結果）

土地改良区等に対するアンケート調査において、水路に関する賠償責任保険の加入状況を尋ねたところ、回答があった 345 地区のうち、269 地区（78.0%）が賠償責任保険に加入しており、76 地区（22.0%）が未加入（加入していたが現在は加入していない 1 地区を含む。）となっている。

賠償責任保険に加入している土地改良区等に対し、加入のきっかけを尋ねたところ、回答があった 262 地区のうち、「県土連からの紹介」が 148 地区（56.5%）、「身近で転落事故が発生したため」が 19 地区（7.3%）などとなっており、「その他」と回答した 95 地区の中には、「万一に備えて」（18 地区）のほか、県からの助言（注：アンケートでは「県の指導」）（11 地区）などの回答もあった。

図表 3-⑤

また、賠償責任保険に加入している土地改良区等の中には、保険に加入するため、土地改良区が自ら複数の損害保険会社に対し、水路に関する賠償責任保険の取扱いがあるかを問い合わせ、保険商品を探したとする事例等がみられた。

図表 3-⑥

一方、賠償責任保険に加入していない土地改良区等に対し、加入していない理由を尋ねたところ、回答があった 74 地区のうち、「必要がないと判断したため」が 33 地区（44.6%）、「保険料が高いため」が 10 地区（13.5%）などとなっているが、「その他」と回答した 30 地区の中には、「保険があることを知らなかった」又は「保険の情報がない」との回答も 10 地区でみられた。

図表 3-⑦

なお、上記 10 地区では、「保険の内容を知っていれば加入を検討していたか」との問いに対し、7 地区が「検討したと思う」と回答している。

【まとめ】

上記のとおり、国は、水路に関する賠償責任保険への加入の検討を事故防止のための事前対策として挙げているものの、土地改良区等が保険に関する情報を容易に入手できない状況もみられ、土地改良区等が保険加入を検討するための情報提供の方策が課題と考えられる。

このため、当局では、土地改良区等が賠償責任保険への加入を検討する際の参考情報として、調査対象 3 県の県土連における保険加入に関する相談への対応状況を事例集に添付し、土地改良区等を含む関係機関等に提供することとした。

図表 3-① 農業用排水路における安全管理の手引（抜粋）

| |
|---|
| <p>3 事故防止のための事前対策</p> <p>(1) 設置の瑕疵に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設を設置する際、施設の構造、材質、取り付け状況等、通常の利用において安全であることの確認 施設の設置後、周辺の利用状況から安全であることの確認 <p>(2) 管理の瑕疵に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な巡視、点検の実施 洪水時等の異常気象時、送水時等における警報等の体制作り 状況変化等に対応した安全対策（フェンス等の設置） 状況変化等に対応した地域住民への啓発 <p>(3) 体制作り</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水等の異常気象時、送水時等の連絡網の作成、連絡体制の確立 事故発生時等の連絡網の作成、連絡体制の確立 事故等発生時に、直ちに必要な措置が講じられるような体制作り <u>水路の賠償責任保険加入についての検討</u> |
|---|

(注) 下線は、当局が付した。

図表 3-② 土地改良区における水路に関する賠償責任保険の加入状況（平成 28 年度）

(単位：地区、%、km)

| | 保険加入地区数 (a) | 調査地区数 (b) | 加入率 (a/b) | 【参考】基幹的水路の延長 | |
|---------|----------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| | | | | | うちパイプライン |
| 茨城県 | 119 | 163 | 73.0 | 1,449 | 552 |
| 栃木県 | 57 | 103 | 55.3 | 1,134 | 181 |
| 群馬県 | 22 | 52 | 42.3 | 775 | 240 |
| 埼玉県 | 55 | 85 | 64.7 | 1,379 | 205 |
| 千葉県 | 114 | 162 | 70.4 | 1,533 | 725 |
| 東京都 | 3 | 5 | 60.0 | 25 | 0 |
| 神奈川県 | 10 | 26 | 38.5 | 115 | 5 |
| 山梨県 | 3 | 44 | 6.8 | 197 | 87 |
| 長野県 | 82 | 101 | 81.2 | 2,112 | 744 |
| 静岡県 | 23 | 65 | 35.4 | 1,107 | 370 |
| 合計 | 488 | 806 | 60.5 | 9,825 | 3,109 |
| (参考)全国計 | 1,890 | 3,824 | 49.4 | 51,093 | 17,397 |

- (注) 1 関東農政局の資料に基づき、当局が作成した。
 2 賠償責任保険の加入状況は、土地改良区運営実態等統計調査（平成 29 年度）の結果による。
 3 基幹的水路の延長は、「農業基盤情報基礎調査」（平成 30 年 3 月 31 日現在）の推計値である。
 4 四捨五入を行っているため、合計と内訳の積み上げが一致しない場合がある。

図表 3-③ 調査対象 3 県の関与の状況

| | 賠償責任保険に関する加入勧奨及び情報提供の状況（担当者の説明） |
|-----|--|
| 茨城県 | <p>毎年度、県の出先機関の担当者を対象とした会議の際に、文書で「土地改良施設における事故防止について」として、「土地改良施設賠償責任保険への加入を検討する」よう、施設管理者への指導を依頼している。</p> <p>また、3年に一度実施する土地改良区等検査時に、賠償責任保険への加入の有無を聴取している。保険に未加入の土地改良区等のうち、大きな水路を管理しているなど、危険箇所がある場合は、口頭で加入の検討を促している。</p> |
| 埼玉県 | <p>通常、3年に一度実施する土地改良区等検査を、県独自に、毎年実施（3年のうち、1年は全日調査、2年は半日調査）し、賠償責任保険への加入の有無を聴取している。また、保険に未加入の理由（対象施設がない、防護柵等による対応を実施しているなど）も把握し、県内の加入状況を取りまとめている。</p> <p>保険に未加入の土地改良区等のうち、事故の危険性があると考えられる場合は、口頭で加入を促し、県土連に相談するよう助言している。</p> |
| 長野県 | <p>加入は任意であること、県土連が加入勧奨及び情報提供をしていること等から、加入状況の把握や勧奨、保険商品の情報提供等には関与していない。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-④ 調査対象 3 県の県土連における関与の状況

| | 賠償責任保険に関する加入勧奨及び情報提供の状況（担当者の説明） |
|-------|---|
| 茨城県土連 | <p>以前は、県土連が一括して損害保険会社と契約を締結していたが、現在は、契約していない。</p> <p>民間の損害保険会社3社が水路に関する賠償責任保険を取り扱っていることを把握しているため、土地改良区等から問合せがあれば当該3社の会社名を教示している。</p> |
| 埼玉県土連 | <p>県土連では、損害保険会社との一括契約等の取りまとめは行っていない。</p> <p>土地改良区運営実態等統計調査において、各土地改良区等の賠償責任保険の加入状況を把握しているため、土地改良区等から問合せがあれば保険に加入している管理規模等、条件に近い土地改良区等を教示している。</p> |
| 長野県土連 | <p>県土連が一括して損害保険会社と契約を締結しているため、毎年、当該保険に加入している土地改良区等に更新手続の案内を出している。</p> <p>未加入の土地改良区等から問合せがあれば、当該保険を紹介している。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-⑤ 賠償責任保険への加入のきっかけ（アンケート結果）

(単位：地区)

| アンケート項目 | 回答状況 | | | | |
|----------|---------------------|------|-----|-----|------|
| | 茨城県 | 埼玉県 | 長野県 | 計 | |
| 加入したきっかけ | 1. 土地改良事業団体連合会からの紹介 | 62 | 6 | 80 | 148 |
| | 2. 身近で転落事故が発生したため | 9 | 8 | 2 | 19 |
| | 3. その他（自由記載） | 52 | 41 | 2 | 95 |
| | 万々に備えて | (10) | (8) | (0) | (18) |
| | 県の指導 | (8) | (3) | (0) | (11) |
| 計 | 123 | 55 | 84 | 262 | |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-⑥ 土地改良区における賠償責任保険加入の事例

| | 事例の概要 |
|---------|--|
| A 土地改良区 | <p>以前は、県土連が損害保険会社と一括して契約を締結しており、団体割引が適用されていたこともあり、当該保険に加入していた。</p> <p>しかし、保険料を見直すため、当時の理事長が保険代理店や営業所に問い合わせ、県土連を通して加入している保険と保険料や補償内容が同等のものがないかを探し、現在の保険に加入した。</p> <p>各土地改良区が個別に損害保険会社と契約する場合は、保険会社に自ら問い合わせ、水路に関する賠償責任保険を取り扱っているか照会する必要があった。</p> |
| B 土地改良区 | <p>土地改良区として、独自に機場管理人の傷害保険と併せて賠償責任保険に加入している。数十年前から保険に加入しているため当時の詳細は不明であるが、自ら保険代理店や営業所に問い合わせ、水路に関する賠償責任保険を探したと記憶している。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-⑦ 賠償責任保険に加入していない理由 (アンケート結果)

(単位：地区)

| | アンケート項目 | 回答状況 |
|-----------|----------------------|------|
| 加入していない理由 | 1. 保険料が高いため | 10 |
| | 2. 賠償に備えた積立金を設けているため | 1 |
| | 3. 必要がないと判断したため | 33 |
| | 4. その他 (自由記載) | 30 |
| | 保険があることを知らなかった、情報がない | (10) |
| 計 | | 74 |

(注) 当局の調査結果による。